

令和4年度

第2回 浜松市母子保健推進会議資料

日時：令和5年2月16日（木）午後1時30分～
場所：ワライ, 又は, 浜松市口腔保健医療センター

目 次

	頁
I 令和4年度上半期 浜松市母子保健事業 事業実績報告	1
1. 妊産婦関係	
(1) 妊娠届出数・母子健康手帳交付・ハイリスク妊婦	2
(2) 届出数の週数	3
(3) 届出数の年齢	3
(4) 満28週以降及び産後の発行状況	3
(5) 妊婦健康診査	4
(6) 新生児聴覚スクリーニング検査	5
(7) 産婦健康診査	5
(8) 産後ケア事業	6
(9) 浜松市妊娠糖尿病支援事業	7
(10) はままつ女性の健康相談	9
2. 乳幼児健康診査関係	
(1) 乳幼児健康診査受診率	10
(2) 4か月児健康診査	10
(3) 10か月児健康診査	11
(4) 1歳6か月児健康診査	11
(5) 3歳児健康診査	13
(6) 3歳児健康診査における診察所見の内訳	14
(7) 乳幼児健康診査における保護者の状況	14
3. 訪問指導	
(1) こんにちは赤ちゃん訪問	15
(2) 妊産婦乳幼児訪問	15
4. 予防接種関係	16
(1) 定期予防接種及び任意予防接種	16
(2) 子宮頸がん予防の取り組み	16
5. 医療費助成関係	17
(1) 未熟児養育医療費	17
(2) 自立支援医療費（育成医療）	17
(3) 小児慢性特定疾病医療費	18

(4) 不妊に悩む方への特定治療支援事業.....	19
(5) 一般不妊治療支援事業.....	20
(6) 不育症治療費補助事業.....	21

II 令和4年度上半期 浜松市児童福祉事業 事業実績報告

1. 子育て支援ひろば事業.....	22
2. はますくヘルパー利用事業.....	23
3. 養育支援訪問事業.....	24
4. 発達支援広場事業（たんぼぼ広場）.....	25
5. 発達障害者支援センター事業（発達相談支援センター「ルピロ」）.....	26

III 妊娠期を含む若年女性の健康なからだづくり..... 27

【別紙1】あなたと赤ちゃんのためのおすすめ食生活（リーフレット）

IV 【報告】令和5年度の母子健康手帳の変更について..... 28

V 産科・精神科・行政等の連携..... 38

VI 【報告】健康はままつ21最終評価アンケート結果..... 39

VII HPVワクチンについて..... 48

VIII 令和5年度 母子保健事業の取り組み..... 51

【別紙2】出産・子育て応援交付金全体像

I 令和4年度(上半期)浜松市母子保健事業 事業実績報告

事業名	対象者	R4年度計画		R4年度上半期実績			
		回	人数	回	人数		
乳幼児健康診査事業	4か月児健康診査	生後3～5か月児	—	5,224人	—	2,342人	
	(4か月児精密健康診査)	4か月児健康診査にて精密検査が必要な児	—	—	—	238人	
	10か月児健康診査	生後9～11か月児	—	5,150人	—	2,593人	
	(10か月児精密健康診査)	10か月児健康診査にて精密検査が必要な児	—	—	—	81人	
	1歳6か月児健康診査	1歳6か月児(2歳未満まで可能)	189回	5,441人	92回	2,633人	
	(1歳6か月児精密健康診査)	1歳6か月児健康診査にて精密検査が必要な児	—	—	—	69人	
	3歳児健康診査	3歳児	—	5,657人	—	2,650人	
	3歳児歯科健康診査	3歳児	—	5,657人	—	2,416人	
	(3歳児精密健康診査)	3歳児健康診査にて精密検査が必要な児	—	—	—	339人	
	先天性代謝異常等検査	新生児	—	6,299人	—	3,261人	
	新生児聴覚スクリーニング検査	新生児	—	5,076人	—	2,599人	
	不安を抱える妊婦への分娩前検査	検査を希望する妊婦で発熱などの感染を疑う症状のない者	—	10人	—	12人	
	ウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い支援	新型コロナウイルスに感染後、陰性が確認されて退院した妊産婦のうち支援を希望する者	—	0人	—	0人	
	妊産婦健康講座	はじめてのパパママレッスン	妊娠週数16～31週の妊婦とその家族	47回	1,522人	23回	789人
未来のパパママ講座		これから親としての役割を担う青年期の男女	10回	1,000人	4回	242人	
思春期教育事業	思春期教室	市内の中学2年生	60回	7,682人	29回	3,515人	
	依頼の衛生教育	市内の各関係団体(延)	70回	3,940人	18回	739人	
母子相談事業	母子保健相談支援事業	母子健康手帳交付・妊婦個人指導(妊娠届出数)	妊娠届出書を提出したもの	12施設	5,475人	12施設	2,366人
		親子すこやか相談	市内在住の親子(延)	13会場	9,019人	13会場	3,834人
	はままつ女性の健康相談(妊娠SOSを含む)	妊娠期から子育て期等、女性の健康に関する相談者(延)	—	—	—	427人	
	産科受診等支援事業	特定妊婦と疑われる者のうち、妊娠の確認ができていない者で、産科受診等が困難と認められる者	—	—	—	3人	
	1歳6か月児健康診査事後相談	1歳6か月児健康診査にてことばの遅れ等気になる児とその保護者(延)	78回	750組	38回	181組	
	親と子の心理相談	市内在住の未就学児とその親(延)	—	1,328組	—	516組	
	ことばの相談	市内在住の未就学児とその親(延)	—	345組	—	115組	
	発達相談	市内在住の未就学児とその親(延)	6回	36組	3回	16組	
	未熟児相談交流会	出生体重1,500g未満児とその親(延)	2回	30人	1回	6組	
	健やか育児教育事業	天竜区在住の満2か月～4か月児とその親	6回	60人	3回	10組	
	産後ケア事業	市内在住の産後4か月未満の母子(延)	—	3,369人	—	2,292人	
	多胎ピアサポート事業	多胎プレパパママ教室	母子健康手帳の交付を受けた多胎妊婦及びその家族	4回	40組	2回	11組
家庭訪問による相談支援事業		浜松市在住の多胎妊産婦とその家族(産後1年頃まで)	—	50組	—	7組	
指導子事訪問	こんにちは赤ちゃん訪問	市内在住の生後4か月までの児	—	5,950人	—	2,454人	
	妊産婦乳幼児訪問	保健師による継続支援が必要な親子(延)	—	15,750人	—	7,113人	
食育推進事業	離乳食教室	生後5か月児をもつ親	84回	2,040人	42回	702人	
	もぐもぐ元気っこ教室	生後7～8か月児の児とその親	78回	3,096人	39回	876人	
	わくわくごはん教室	天竜区在住の5、6か月児とその親	6回	60人	3回	11人	
	食育講座	地域の育児グループや幼稚園、保育所、及びこども園、学校等の母子に関する団体等	14回	430人	9回	344人	
	食育研修会	浜松市内保育所、幼稚園、こども園、小学校の食育担当者	1回	100人	0回	0人	
療不妊費支援等	不妊専門相談センター事業(医師面接相談)	不妊に悩む夫婦(延)	6回	18組	3回	2組	

1. 妊産婦関係

(1) 妊娠届出数・母子健康手帳交付・ハイリスク妊産婦

【表1】 妊娠届出数、個人指導数、及びハイリスク妊産婦の数

(単位:人)

	R2		R3		R4 上半期	
	数	率 (B/A)	数	率 (B/A)	数	率 (B/A)
妊娠届出数	5,475	-	5,249	-	2,366	-
母子健康手帳交付数	5,566	-	5,328	-	2,419	-
妊産婦個人指導数 (A)	5,511	-	5,284	-	2,395	-
ハイリスク妊産婦数 (B)	758	13.8%	755	14.3%	385	16.1%

*妊娠届出数とは、飛び込み分娩を含み、多胎及び産後発行は含まない数

*母子健康手帳交付数とは、多胎及び産後発行を含む数

*妊産婦個人指導数とは、多胎を含まず、産後発行を含む数

- ・ ハイリスク妊産婦は、「メンタル」が最も多く、次いで「養育」となっている。

【表2】 ハイリスク妊産婦の内訳数とその割合

(単位:人)

	R2		R3		R4 上半期	
	数	率	数	率	数	率
ハイリスク妊産婦数	758		755		385	
若年妊婦	42	5.5%	43	5.7%	25	6.5%
飛び込み	5	0.7%	4	0.5%	1	0.3%
メンタル	369	48.7%	373	49.4%	199	51.7%
養育	270	35.6%	246	32.6%	125	32.5%
疾病	35	4.6%	30	4.0%	18	4.7%
多胎	59	7.8%	57	7.5%	26	6.8%
育児支援者がいない	162	21.4%	138	18.3%	78	20.3%
望まない妊娠	26	3.4%	44	5.8%	24	6.2%
遅れた妊娠届	37	4.9%	29	3.8%	14	3.6%
経済的困窮	70	9.2%	73	9.7%	36	9.4%
複数回の婚姻	16	2.1%	13	1.7%	5	1.3%
夫婦不和・DV	18	2.4%	18	2.4%	4	1.0%
転居・孤立	14	1.8%	10	1.3%	12	3.1%
被虐待歴あり	43	5.7%	44	5.8%	18	4.7%
虐待の既往あり	23	3.0%	26	3.4%	11	2.9%
その他	26	3.4%	20	2.6%	17	4.4%

※ 平成30年度より、それまでその他に含まれていた「虐待の既往あり」を別に表示

(2) 届出数の週数

- 令和4年度上半期における浜松市の満11週までの届出割合は92.48%であった。

【表3】 妊娠週数ごとの届出数

(単位：人)

令和4年度上半期

	発行数合計	～満11週	12～19週	20～27週	28週以上	産後発行 (飛込のみ)
浜松市 計	2,366	2,188	156	15	6	1
構成割合		92.48%	6.60%	0.63%	0.25%	0.04%
(全国の構成割合※)		(94.6%)	(4.2%)	(0.6%)	(0.4%)	(0.2%)

※ 令和2年度都道府県別にみた妊娠届出の妊娠週数別の状況（厚労省）

(ただし、妊娠週数不詳の者を除く)

(3) 届出数の年齢

- 令和4年度上半期における浜松市の25歳～29歳の届出割合は28.8%、30～34歳の届出割合は36.1%であった。
- 届出全体のうち、初産の者の割合は45.9%であった。また、初産の者のうち、25歳～29歳の割合が最も多く、38.1%であった。

【表4】 年齢ごとの届出数

(単位：人)

令和4年度上半期

	発行数合計	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40歳以上
浜松市 計	2,366	21	151	682	853	543	116
構成割合		0.9%	6.4%	28.8%	36.1%	23.0%	4.9%
(再掲：初産の者および 構成割合)	1,085 (45.9%)	19 (1.8%)	107 (9.9%)	413 (38.1%)	355 (32.7%)	157 (14.5%)	34 (3.1%)

(4) 満28週以降及び産後の発行状況

- 満28週以降に発行した妊婦の理由は、望まない妊娠により妊娠届けが遅れた者、海外で妊娠し日本に来日・帰国し出産する予定の者及び経済的理由であった。

【表5】 母子健康手帳の満28週以降及び産後の発行状況

(単位：人)

	R2	R3	R4上半期
満28週以降	10	8	4
日本人	6	7	3
外国籍	4	1	1
産後発行（飛込のみ）	5	4	1
日本人	5	2	1
外国籍	0	2	0

(5) 妊婦健康診査

- ・ 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産が出来る体制を確保することを目的として実施。
- ・ 妊婦健康診査未受診の主な理由
 - ① 浜松市で受診票を発行した後に、他自治体へ転出
 - ② 受診票交付年度の次年度に受診

【表6】 妊婦健康診査の受診者数と受診率（回数・年度の別）
（単位：人）

	R2	R3	R4上半期		
	受診率	受診率	対象者数	受診者数	受診率
初回	98.0%	99.6%	2,368	2,391	101.0%
2回目	96.4%	97.2%	2,351	2,412	102.6%
3回目	95.8%	96.3%	2,370	2,480	104.6%
4回目	96.0%	96.0%	2,395	2,558	106.8%
5回目	82.9%	80.2%	2,406	2,218	92.2%
6回目	96.1%	95.3%	2,418	2,644	109.3%
7回目	95.1%	94.5%	2,425	2,633	108.6%
8回目	94.3%	93.1%	2,438	2,643	108.4%
9回目	90.4%	89.3%	2,444	2,531	103.6%
10回目	90.5%	88.4%	2,450	2,561	104.5%
11回目	91.9%	90.9%	2,455	2,553	104.0%
12回目	83.0%	82.8%	2,458	2,309	93.9%
13回目	65.1%	65.8%	2,461	1,789	72.7%
14回目	42.9%	42.4%	2,462	1,159	47.1%
多胎	-	-	26	0	0.0%
血液検査	95.7%	93.9%	2,437	2,638	108.2%
血算検査	79.9%	79.1%	2,460	2,097	85.2%
GBS検査	91.2%	90.1%	2,456	2,466	100.4%
超音波検査1	96.2%	97.0%	2,350	2,526	107.5%
超音波検査2	95.6%	95.7%	2,393	2,565	107.2%
超音波検査3	95.5%	93.9%	2,435	2,707	111.2%
超音波検査4	90.9%	89.5%	2,460	2,541	103.3%
歯科健診	44.2%	47.6%	2,445	1,317	53.9%

※令和4年度から多胎妊婦健康診査受診票の使用方法に変更あり。初回から14回目までの受診票を使用後に多胎受診票を使用する。受診票は5回分を交付。

(6) 新生児聴覚スクリーニング検査

- ・ 聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚検査にかかる費用について、受診票を交付し公費助成を実施。
- ・ こんには赤ちゃん訪問時に母子健康手帳記載内容から新生児聴覚検査実施の有無や受診結果の把握をするとともに、検査未実施児について「乳児の聴覚発達チェック表」で音の出る玩具などを使い、保護者と聞こえの状態を確認し、心配がある場合には受診勧奨を行う。

【表7】 新生児聴覚スクリーニング検査の実施結果

(単位:人)

	対象者数	受診者数	受診率	異常なし(Pass)	要再検(Refer)	要再検率(Refer率)	Refer	
							両側	一側
R3全体	5,354	5,204	97.2%	5,126	78	(1.5%)	19	59
R3 (再掲)	自動ABR			4,820	78	(1.6%)	19	59
	OAE	306		306	0	(0.0%)	0	0
R4上半期全体	2,643	2,599	98.3%	2,560	37	(1.4%)	5	34
R4 上半期 (再掲)	自動ABR			2,393	37	(1.5%)	5	34
	OAE	167		167	0	(0.0%)	0	0

※対象者数は令和3年度出生数。

※要再検者は総合判定が要再検(Refer)であったものの数を計上。

※令和3年度の要再検者78名について、赤ちゃん訪問等で確認できたもののうち、精密検査の結果、難聴が判明した者は11名であった。

(7) 産婦健康診査

- ・ 産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(産婦健診)について、産婦一人あたり2回(産後2週間、産後1か月)まで受診票を交付し公費助成を実施。
- ・ 問診、診察、体重・血圧測定、尿検査のほか、産後うつ病のスクリーニングとしてエジンバラ産後うつ病質問票を用いて実施。
- ・ 産婦健康診査の結果、実施機関において支援が必要と判断した場合は、①精神科等専門機関を紹介、②市への支援を依頼、③実施機関(自院)で継続フォロー等、速やかに対応を行う。

【表8】 産婦健康診査実施結果

(単位:人)

		対象者数	受診者数	受診率	異常なし	要支援	要支援率	要支援者内訳(重複あり)		
								専門機関紹介	市へ支援依頼	自院で継続フォロー
R3	第1回	5,354	4,725	88.2%	4,129	586	12.4%	4 (0.7%)	342 (58.4%)	275 (46.9%)
	第2回	5,354	5,139	95.6%	4,826	310	6.0%	7 (2.3%)	212 (68.4%)	97 (31.3%)
R4上半期	第1回	2,643	2,251	85.2%	1,988	263	11.7%	3 (1.1%)	146 (55.5%)	127 (48.3%)
	第2回	2,643	2,493	94.3%	2,337	156	6.3%	1 (0.6%)	119 (76.3%)	43 (27.6%)

※対象者数は令和3年度の出生数。

※要支援者内訳のパーセンテージは要支援者に占める割合。

(8) 産後ケア事業

- ・退院直後等、支援の必要な母子を対象として、産婦人科医療機関・助産所にて、心身のケアや育児のサポート等を提供し、産後の新生活を安心してスタートできるよう支援を行う。
- ・妊娠期から出産後までの切れ目ない支援を推進するため、令和2年度より子育て支援課から健康増進課へ事業移管し実施。
- ・母子保健法改正により、令和3年度より産後ケア事業が市町村の努力義務として法定化。対象年齢を1歳未満へ拡充、自己負担の軽減等制度充実を図った。
- ・令和4年度より、デイサービス型（短時間）および訪問型を通算7回へ拡充した。
- ・周知方法として、母子手帳交付時やこんにちは赤ちゃん訪問時での情報提供、子育て情報サイトぴっぴへの掲載、市内産科医療機関へのチラシ配布に加え、令和4年度より、乳児健診委託医療機関へのチラシの配布、および浜松市子育て世代包括支援センターLINEにて妊娠9か月時と産後2か月時のセグメント配信を行っている。

【表9】産後ケア事業利用者数

(単位:人)

	R2		R3		R4上半期	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
宿泊型	123	480	196	731	133	486
デイサービス型（1日）	33	44	85	112	46	56
デイサービス型（短時間）	533	533	769	769	604	1,378
訪問型	139	139	299	299	186	372
産後ケア利用実人数	734		1,101		845	

※宿泊型とデイサービス型（1日）の延人数は、利用延日数。

【表10】利用後の継続支援について

(単位:人)

令和4年度上半期

	利用回数	要継続者数		フォローの内訳	
		数	率	市保健師	当施設
宿泊型	152	34	22.4%	3	31
デイサービス型（1日）	56	14	25.0%	2	12
デイサービス型（短時間）	1,379	829	60.1%	5	824
訪問型	372	102	27.4%	32	70

※利用回数:1人の方が同じ型のサービスを複数回利用した場合は、利用毎にカウントする。

(9) 浜松市妊娠糖尿病支援事業

- ・将来的に糖尿病を引き起こすリスクの高い妊娠糖尿病（以下、GDM）の妊婦が糖尿病を発症することがないように、発症予防のための普及啓発、医療受診勧奨、生活習慣指導などの支援体制を構築することを目的に、平成 27 年 8 月に開始した事業。
- ・事業内容は、①母子健康手帳交付時に全妊婦に対して啓発リーフレットを配布、②妊産婦健診委託医療機関で母子健康手帳に GDM の押印をするとともに、妊娠糖尿病手帳の配布および生活習慣指導、受診勧奨、③産後に、こんにちは赤ちゃん訪問等で産後の医療受診勧奨を実施している。
- ・実態把握を目的に、平成 28 年度から、こんにちは赤ちゃん訪問で母子健康手帳に「GDM」の押印がある、もしくは浜松市妊娠糖尿病手帳の所持を確認することで把握した GDM 産婦に関する集計を下記に示す。
- ・【表 1 1】 こんにちは赤ちゃん訪問の件数に対する妊娠糖尿病の診断件数の割合は、H28～R1 年度までは 3%前後で推移していたが、R2 年度以降高くなっており、R3 年度は 4.85%だった。

【表 1 1】 妊娠糖尿病の診断件数とこんにちは赤ちゃん訪問に対する割合

(単位:人)

年度	こんにちは赤ちゃん訪問 (母親の人数) (A)	妊娠糖尿病診断件数 (B)	
			率 (B/A)
R2	5,406	214	3.96%
R3	5,131	249	4.85%

※妊娠糖尿病診断件数(B)は、こんにちは赤ちゃん訪問で、母子健康手帳に「GDM」の押印もしくは浜松市の妊娠糖尿病手帳所持を確認することで把握した GDM 産婦の件数。

※出産年度ごとの GDM の数が確定するのは、翌年度の 8 月以降であるため、現時点の確定数は R3 年度までとなる。

【表 1 2】妊娠糖尿病と診断された年齢(こんにちは赤ちゃん訪問時点)

(単位:人)

年齢	R2			R3		
	年齢別人数 (A)	GDM 産婦数 (B)	率 (B/A)	年齢別人数	GDM 産婦数 (B)	率 (B/A)
20 歳未満	22	0	0.0%	37	0	0.0%
25 歳未満	335	5	1.5%	380	3	0.8%
30 歳未満	1,379	40	2.9%	1,426	37	2.6%
35 歳未満	1,928	103	5.3%	2,016	76	3.8%
40 歳未満	1,184	86	7.3%	1,240	77	6.2%
40 歳以上	283	15	5.3%	306	21	6.9%
不明	1	0	0.0%	1	0	0.0%

※ (A) 赤ちゃん訪問の母親の年齢別人数 (B) GDM 産婦の年齢別人数

【表 1 3】妊娠糖尿病と診断された妊娠週数

(単位:人)

診断週数	R2		R3	
	GDM 産婦 週数別人数	率	GDM 産婦 週数別人数	率
20 週未満	32	15.0%	51	20.5%
21～24 週	9	4.2%	13	5.2%
25～29 週	69	32.2%	87	35.0%
30～34 週	77	36.0%	76	30.5%
35 週以上	5	2.3%	6	2.4%
不明	22	10.3%	16	6.4%

(10) はままつ女性の健康相談

- 平成 23 年 12 月 5 日から、妊娠期からの児童虐待防止を図ることを目的に予期せぬ妊娠相談窓口「妊娠 SOS」をあわせて実施。平成 28 年度から助産師による相談日を設け、メール相談も開設。さらに、平成 31 年 4 月より、助産師による不妊相談も開始した。
- 予期せぬ妊娠に関する相談件数は、59 件であった。相談経路は、「ネット・携帯サイトから相談を把握した方」「医療機関から紹介された方」が多かった。

【表 1 4】 はままつ女性の健康相談 相談延件数

(単位：件)

電 話		R2	R3	R4上半期
	相談数		437	632
	(再掲) 女性の健康相談	341	530	272
	望まない妊娠に関する相談 (妊娠SOS)	96	102	51
メ ー ル		R2	R3	R4上半期
	相談数	64	221	104
	(再掲) 女性の健康相談	43	200	96
	望まない妊娠に関する相談 (妊娠SOS)	21	21	8

【表 1 5】 はままつ女性の健康相談 相談の内訳

(単位：件)

令和 4 年度上半期

	電話	メール	総計
女性の健康相談	272	96	368
思春期	8	4	12
不妊	8	2	10
妊娠	39	1	40
出産	6	0	6
育児	35	2	37
更年期	20	0	20
疾病その他	156	87	243
妊娠SOS相談	51	8	59
妊娠の可能性	18	2	20
中絶	17	3	20
妊娠継続	7	0	7
費用	0	1	1
パートナーとの関係	3	0	3
DV・性被害	0	0	0
その他	6	2	8

- 女性の健康相談の相談件数が増加した。そのうち約半数は頻回に相談がある方からの相談で、実人数は昨年度とほぼ同様であった。
- 妊娠 SOS 相談では、「妊娠の可能性」「中絶」に関する相談がそれぞれ約 3 割を占めた。

2. 乳幼児健康診査関係

(1) 乳幼児健康診査受診率

- ・ 乳幼児の疾病等の早期発見及び適切な保健指導を図るため、委託医療機関で乳幼児健康診査を実施し、乳幼児の健全な育成を図る。
- ・ 4か月児健康診査、10か月児健康診査は医療機関に委託して個別に実施し、1歳6か月児健康診査は市の直営で集団健診として実施している。3歳児健康診査は、直営・集団で実施する区と、委託・個別で実施する区が並存している。
- ・ 令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から一定期間集団健診を休止し、医療機関における個別健診にて実施した。

【表16】 乳幼児健康診査の受診率（種類・年度の別）

（単位：％）

	R2		R3		R4上半期	
		(政令市平均)		(政令市平均)		(政令市平均)
4か月児健診	99.0	(96.0)	98.4	(96.4)	98.1	(-)
10か月児健診	97.6	(91.0)	96.9	(91.8)	93.4	(-)
1歳6か月児健診	95.9	(96.8)	99.4	(96.1)	98.7	(-)
3歳児健診	98.8	(96.2)	96.5	(94.5)	89.8	(-)

(2) 4か月児健康診査

【表17】 4か月児健康診査の受診者数、受診率、健診結果の内訳

（単位：人）

令和4年度上半期

	対象者数	受診者数	受診率	健診結果						
				異常なし	要観察	要精密	要治療		既医療	要支援・要指導
							精神	身体		
浜松市 計	2,387	2,342	98.1%	1,834	213	178	1	31	83	2

【表18】 4か月児精密健康診査の交付件数・受診件数

（単位：件）

令和4年度上半期

	交付件数	受診件数	精密健診結果		
			異常なし	要観察	要医療
浜松市 計	247	238	178	48	12
【再掲】 股関節脱臼	175	173	149	23	1

(3) 10 か月児健康診査

【表 1 9】 10 か月児健康診査の受診者数、受診率、健診結果の内訳

(単位：人)

令和 4 年度上半期

	対象者数	受診者数	受診率	健診結果						
				異常なし	要観察	要精密	要治療		既医療	要支援・ 要指導
							精神	身体		
浜松市 計	2,776	2,593	93.4%	2,091	313	75	0	17	93	4

【表 2 0】 10 か月精密検査の交付件数・受診件数

(単位：件)

令和 4 年度上半期

	交付件数	受診件数	精密健診結果		
			異常なし	要観察	要医療
浜松市 計	86	81	22	47	12

(4) 1 歳 6 か月児健康診査

【表 2 1】 1 歳 6 か月児健康診査（一般健診）の受診者数、受診率、健診結果

(単位：人)

令和 4 年度上半期

	対象者数	受診者数	受診率	健診結果				
				異常なし	要観察	要精密	要治療	既医療
浜松市 計	2,668	2,633	98.7%	2,288	151	63	23	108
中区	837	829	99.0%	737	43	18	3	28
東区	474	455	96.0%	417	17	17	0	4
西区	321	323	100.6%	272	23	5	2	21
南区	376	367	97.6%	319	9	14	3	22
北区	260	273	105.0%	217	23	4	14	15
浜北区	358	345	96.4%	294	29	4	0	18
天竜区	42	41	97.6%	32	7	1	1	0
個別		1		0	0	0	0	1
集団		2,632		2,288	151	63	23	107

【表22】 1歳6か月児健康診査（歯科健診）の受診者数、受診率、健診結果
（単位：人） 令和4年度上半期

	対象者数	受診者数	受診率	歯科健診の結果		
				むし歯なし	むし歯あり	1人平均むし歯本数
浜松市 計	2,668	2,635	98.8%	2,622	13	0.01本
中区	837	829	99.0%	825	4	0.02本
東区	474	457	96.4%	456	1	0.00本
西区	321	323	100.6%	321	2	0.02本
南区	376	367	97.6%	364	3	0.01本
北区	260	273	105.0%	271	2	0.01本
浜北区	358	345	96.4%	344	1	0.00本
天竜区	42	41	97.6%	41	0	0.00本
個別		3		3	0	0.00本
集団		2,632		2,619	13	0.01本

【表23】 1歳6か月児精密健康診査の交付件数・受診件数
（単位：件） 令和4年度上半期

	交付件数	受診件数	精密健診結果		
			異常なし	要観察	要医療
浜松市 計	77	69	23	32	14

【表24】 1歳6か月児健康診査の事後者数、事後率、事後内訳（年度別）
（単位：人）

	受診者数	事後者数※		事後内訳							
				身体		精神		栄養		養育	
		率	率	率	率	率	率	率	率		
R2	5,928	1,910	32.2%	215	3.6%	1,686	28.4%	11	0.2%	287	4.8%
R3	5,609	2,151	38.3%	255	4.5%	1,962	35.0%	5	0.1%	256	4.6%
R4上半期	2,632	989	37.6%	111	4.2%	903	34.3%	2	0.1%	87	3.3%

※事後者とは、1歳6か月児健診従事者が支援を要すると判断した児

【表25】 1歳6か月児健康診査受診者数における精神事後の内訳（年度別）
（単位：人）

	受診者数	事後者数	精神事後		精神事後内訳					
					発達障がい疑い		疾病		その他	
			率	率	率	率	率	率		
R2	5,928	1,910	1,686	28.4%	1,065	18.0%	24	0.4%	597	10.1%
R3	5,609	2,151	1,962	35.0%	1,204	21.5%	29	0.5%	729	13.0%
R4上半期	2,633	989	903	34.3%	587	22.3%	31	1.2%	285	10.8%

(5) 3歳児健康診査

- ・ 中区、東区、西区、南区、北区において、一般健診は個別健診。歯科は集団健診。浜北区、天竜区においては、一般、歯科ともに集団健診。
- ・ 令和2年度より、中区、東区、西区、南区、北区において、歯科も個別健診にて対応。

【表26】 3歳児健康診査(一般健診)の受診者数、受診率、健診結果の内訳

(単位：人)

令和4年度上半期

	対象者数	受診者数	受診率	健診結果					
				異常なし	要観察	要精密	要治療	既医療	要支援・要指導
浜松市 計	2,952	2,650	89.8%	1,806	326	278	24	157	59
中区	875	766	87.5%	529	69	92	6	47	23
東区	535	488	91.2%	303	93	40	5	34	13
西区	383	322	84.1%	242	30	30	2	15	3
南区	390	338	86.7%	202	57	40	3	25	11
北区	320	295	92.2%	203	28	30	7	18	9
浜北区	399	389	97.5%	283	45	43	0	18	0
天竜区	50	52	104.0%	44	4	3	1	0	0
個別	2,503	2,211	88.3%	1,481	277	232	23	139	59
集団	449	439	97.8%	325	49	46	1	18	0

【表27】 3歳児精密健康診査の交付件数・受診件数

(単位：件)

令和4年度上半期

	交付件数	受診件数	精密健診結果		
			異常なし	要観察	要医療
浜松市 計	399	339	150	131	58

【表28】 3歳児健康診査(歯科健診)の受診者数、受診率、健診結果の内訳

(単位：人)

令和4年度上半期

	対象者数	受診者数	受診率	歯科健診の結果			
				むし歯なし	むし歯あり	1人平均むし歯本数	不正咬合
浜松市 計	2,952	2,416	81.9%	2,209	207	0.28本	502
中区	875	713	81.5%	656	57	0.22本	132
東区	535	383	71.6%	356	27	0.20本	95
西区	383	303	79.1%	272	31	0.36本	79
南区	390	303	77.7%	259	44	0.49本	72
北区	320	275	85.9%	254	21	0.35本	58
浜北区	399	387	97.0%	366	21	0.14本	56
天竜区	50	52	104.0%	46	6	0.40本	10

(6) 3歳児健康診査における診察所見の内訳（主に発達に関する内容を抜粋）

【表29】 3歳児健康診査における有所見者の診察所見

（単位：人）

		R3		R4上半期	
			率		率
言語 発達	言語の遅れ	248	4.1%	132	5.0%
	発音	126	2.1%	44	1.7%
	吃音	18	0.3%	4	0.2%
	その他	50	0.8%	20	0.8%
情緒 行動 発達	視線のあいにくさ	61	1.0%	53	2.0%
	対人関係	134	2.2%	72	2.7%
	チック	3	0.0%	1	0.0%
	多動	167	2.8%	87	3.3%
	その他	101	1.7%	40	1.5%
生活	睡眠の異常	38	0.6%	14	0.5%
	食習慣の問題	32	0.5%	14	0.5%
	生活習慣の問題	49	0.8%	20	0.8%
	その他	48	0.8%	17	0.6%
子育て	養育者の健康問題	22	0.4%	7	0.3%
	養育不安	38	0.6%	19	0.7%
	その他	36	0.6%	6	0.2%

(7) 乳幼児健康診査における保護者の状況

【表30】 健やか親子21指標の全国共通問診項目（一部抜粋）（複数回答）

（単位：件）

令和4年度上半期

	4か月児	1歳6か月児	3歳児
しつけのしすぎ	8	30	58
感情的に叩く	4	82	122
乳幼児だけを残して外出	10	5	6
長時間食事を与えない	0	1	0
感情的な言葉で怒鳴る	47	376	777
口をふさぐ	3	11	
激しく揺さぶる	3	1	

（単位：人）

（参考） 受診者数	2,342	2,632	2,650
-----------	-------	-------	-------

【表31】 表30の項目に1つでも該当すると答えた親の割合

（単位：％）

	R2	R3	R4上半期	※全国
4か月児	2.9	2.8	3.0	6.4
1歳6か月児	20.2	17.9	16.9	17.3
3歳児	33.3	33.9	33.2	32.7

※R3年度全国調査結果

3. 訪問指導

(1) こんにちは赤ちゃん訪問

- ・ こんにちは赤ちゃん訪問は 100%の実施を目指している。
- ・ 訪問未実施の理由
 - ① 未熟児や疾病等にて長期入院のため、生後4か月を経過してしまう。
(退院後、乳幼児訪問として地区担当保健師が訪問を実施している。)
 - ② 訪問拒否(第2子なので、育児経験がある、新型コロナウイルス感染症への不安や心配等)

【表32】 出生数及びこんにちは赤ちゃん訪問実人数 (単位：人)

	R2		R3		R4上半期	
		実施率		実施率		実施率
出生数	5,497	-	5,354	-	2,643	-
訪問数(こんにちは赤ちゃん)	5,449	99.1%	5,174	96.6%	2,454	92.8%
助産師	4,015	-	3,846	-	1,861	-
保健師	1,434	-	1,328	-	593	-
継続支援者数	1,106	-	1,084	-	469	-
継続支援者割合率	20.3%		21.0%		19.1%	

※出生数は年度内に出生した者、訪問数は年度内に訪問した者を報告。

(2) 妊産婦乳幼児訪問

- ・ 令和4年6月から「妊婦訪問支援事業」を開始。継続支援が必要なハイリスク妊婦に対して、地区担当保健師が家庭訪問で育児用品等の配布を行いながら継続支援を実施。
- ・ 妊産婦の訪問件数に「妊婦訪問支援事業」の件数が含まれる。(実人数53人、延人数64人)

【表33】 妊産婦乳幼児訪問延人数 (単位：人)

	R2	R3	R4上半期
訪問数(妊産婦乳幼児)	16,245	14,799	7,113
妊産婦	3,110	2,969	1,431
母性・父性	3,604	3,105	1,359
乳幼児	9,236	8,481	4,239
思春期	282	228	80
心身障害児	13	16	4

4. 予防接種関係

子どもを対象とする予防接種を実施することにより、感染症の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。

(1) 定期予防接種及び任意予防接種

【表34】 定期予防接種 接種率 (単位：%)

	R2	R3	R4上半期
ロタウイルス	68.2	94.1	46.8
ヒブ	98.9	95.4	48.4
小児用肺炎球菌	98.6	95.4	48.3
B型肝炎	98.6	95.6	48.2
4種混合	100.8	97.3	45.4
ジフテリア・破傷風混合第2期	91.6	81.2	38.2
B C G	100.2	96.1	48.6
麻しん・風しん混合第1期	92.7	94.6	46.4
麻しん・風しん混合第2期	96.5	95.4	53.6
水痘	96.3	93.0	43.8
日本脳炎第1期	112.7	68.6	52.9
日本脳炎第2期	87.8	43.8	41.2
HPV (子宮頸がん予防)	2.4	5.9	1.5

※接種率の対象者数は、各年度の標準接種年齢を基準とする。

※ロタウイルスは、令和2年10月から定期接種を実施。

※日本脳炎は、特例対象者の接種を含まない。

※HPV接種率は、13歳の3回目接種者数/13歳女子人口により算出。

(2) 子宮頸がん予防の取り組み

① 思春期教室 (希望のあった中学の2年生対象に実施。)

- ・テキストに、子宮頸がんの原因、がん検診の必要性、予防の大切さを記載。
(テキストは浜松市内の全ての中学2年生に配布。配布数約7,600部)。

② 未来のパパママ講座

- ・講義やリーフレットで、がん検診の必要性を説明し、20歳からの受診を勧奨。

③ 子宮頸がん検診

- ・20歳の女性の方に対して、子宮頸がん検診無料クーポン券を3,654人に送付。
(子宮頸がん検診受診の必要性について記載したがん検診手帳を同封。)
- ・「LINE等のDXを活用した子宮頸がん検診受診率向上施策」により、若年層の多くが利用しているLINEを活用した受診勧奨等を実施。
- ・検診未受診者には、年度の途中で受診勧奨通知を送付し、休日検診を実施。

【表35】 子宮頸がん検診 受診率 (20～39歳) (単位：%)

	R2	R3	R4上半期*
受診率	14.6	15.8	7.5

※上半期受診者数/年間対象者数にて算出

5. 医療費助成関係

・令和4年10月診療分より、浜松市子ども医療費助成制度改正。入院及び0歳児の通院（時間外を除く）における保険診療分の自己負担がなくなる。また、小・中学生、高校生世代が現物給付を受けられる市町の範囲が県内に拡大。

(1) 未熟児養育医療費

- ・出生時体重が2,000g以下または生活力が特に薄弱な子どもの入院医療費を助成。

【表36】 未熟児養育医療 承認延件数

(単位:件)

	R2	R3	R4上半期
承認数	111	158	74

(2) 自立支援医療費（育成医療）

- ・身体に障がいのある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療を給付するため、医療費の一部を助成。子ども医療費助成制度において自己負担金の払い戻しが受けられる（令和元年10月より高校生世代まで対象が拡大）。

【表37】 自立支援医療（育成医療） 承認延件数

(単位:件)

	R2	R3	R4上半期
承認数	133	149	56

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国の制度改正により、上記承認件数のほか、延139件について有効期間を1年自動延長した。

(3) 小児慢性特定疾病医療費

- 慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、厚生労働大臣が定めた疾患に罹った場合、医療費の一部を助成。子ども医療費助成制度において自己負担金の払い戻しが受けられる（令和元年10月より高校生世代まで対象が拡大）。
- 平成27年1月から児童福祉法の改正に伴い、対象疾病の拡大及び医療費助成対象者の自己負担等が見直された。
- 令和4年4月1日から、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、18歳以上を「成年患者」とした。成年患者は本人名義での申請手続きが必要になった。

【表38】 小児慢性特定疾病医療 承認延件数

(単位:件)

	R2	R3	R4上半期
新規承認数	112	124	56
継続承認数	786	667	662

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国の制度改正により、有効期間を1年自動延長した。

(4) 不妊に悩む方への特定治療支援事業

- ・ 特定不妊治療（体外受精、顕微授精）に要した費用の一部を補助。
- ・ 平成 21 年度から、市単独助成（所得制限撤廃、上乘せ 5 万円補助）を開始。
- ・ 平成 28 年度から通算助成回数を変更し、妻の対象年齢を制限。
- ・ 令和 2 年度から新型コロナウイルス感染拡大を鑑み、年齢制限を一部緩和。令和 3 年 1 月 1 日治療終了分より助成制度拡充（助成上限額拡充、出産により助成回数リセット、対象者に事実婚追加）。
- ・ 令和 4 年 4 月から医療保険適用が開始されたことに伴い、保険適用外のみ対象となる本市補助金申請件数は減少している。

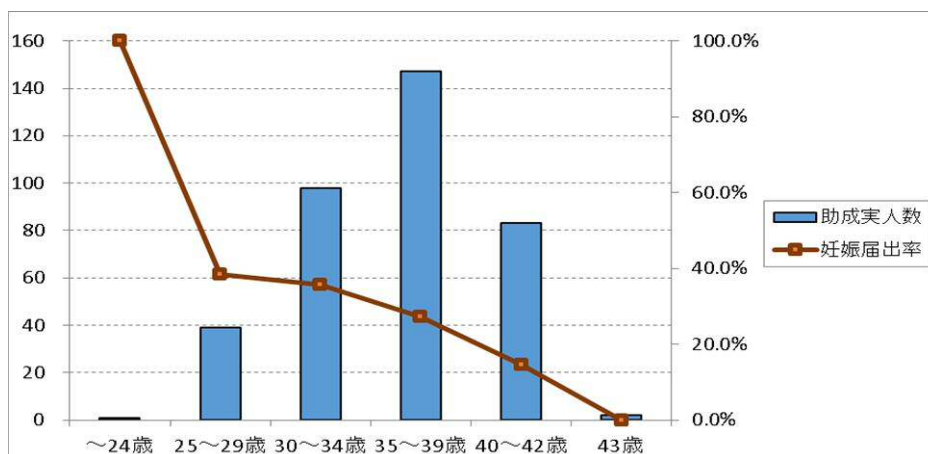
【表 3 9】 不妊に悩む方への特定治療支援事業 助成延件数
(単位:件)

	R2	R3	R4 上半期
補助金助成件数	1, 196	1, 575	416

【表 4 0】 令和 4 年度上半期 特定不妊治療費助成者に対する妊娠届出者数
(単位:人)

年齢	助成実人数 A	妊娠届出者数 B	助成人数あたり 妊娠届出率 B/A
合計	370	103	27. 84%
～24 歳	1	1	100. 00%
25～29 歳	39	15	38. 46%
30～34 歳	98	35	35. 71%
35～39 歳	147	40	27. 21%
40～42 歳	83	12	14. 46%
43 歳	2	0	0. 00%

年齢別助成人数及び妊娠届出率



(5) 一般不妊治療支援事業

- ・ 人工授精に要した費用の一部を補助。平成 26 年度から助成を開始。
- ・ 1 夫婦に対し 6 万 3 千円を上限に、自己負担額の 10 分の 7 以内の額を助成。
- ・ 令和 4 年 4 月から医療保険適用が開始されたことに伴い、保険適用外のみ対象となる本市補助金申請件数は減少している。

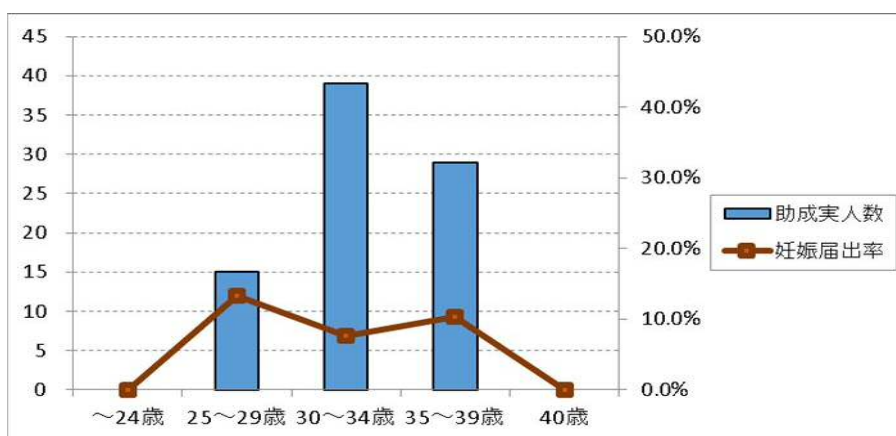
【表 4 1】 一般不妊治療費支援事業 助成延件数 (単位:件)

	R2	R3	R4 上半期
補助金助成件数	299	344	83

【表 4 2】 令和 4 年度上半期 一般不妊治療費助成者に対する妊娠届出者数 (単位:人)

年齢	助成実人数 A	妊娠届出者数 B	助成人数あたり 妊娠届出率 B/A
合計	83	8	9.64%
～24 歳	0	0	0.00%
25～29 歳	15	2	13.33%
30～34 歳	39	3	7.69%
35～39 歳	29	3	10.34%
40 歳	0	0	0.00%

年齢別助成人数及び妊娠届出率



(6) 不育症治療支援事業

- ・ 不育症治療（助成対象の検査・治療のみ。医療保険適用外のみ）に要した費用の一部を補助。平成 29 年度から、助成を開始。
- ・ 1 夫婦に対し 24 万 5 千円を上限に、自己負担額の 10 の 7 以内の額を助成。
- ・ 令和 4 年 4 月より先進医療として実施されるものを対象に検査費用の一部を助成することを開始したが、令和 4 年度上半期時点で該当治療なし。

【表 4 3】 不育症治療支援事業 助成延件数 (単位：人)

	R2	R3	R4 上半期
補助金助成件数	17	25	19

Ⅱ 令和4年度上半期 浜松市児童福祉事業 事業実績報告

1. 子育て支援ひろば事業

妊婦や概ね3歳未満の乳幼児とその保護者が気軽に立ち寄ることができる場を提供し、育児相談・発達に応じた遊びの紹介等を行い、安心して子育てができる環境を整備することで、地域の子育て支援の充実を図る。

委託事業として概ね週4～7日、市内の保育所等で開催し、地域の実情に応じて加算事業^{※1}を実施している。

- ・利用前の体調確認、入室組数の制限等の感染症対策を行った上で実施した。
- ・利用者や従事者が新型コロナウイルスに感染した際や、併設している保育施設関係者が新型コロナウイルスに感染し、併設保育施設が休所になった際は、子育て支援ひろばも休止とした。

【表4-4】 子育て支援ひろばの実施状況

		R2	R3	R4 上半期
会場数		25 か所	25 か所	25 か所
参加人数 (延)	0歳児	20,849人	24,451人	14,151人
	1歳児	24,574人	29,267人	13,456人
	2歳児	15,937人	15,849人	8,328人
	3歳児	5,524人	4,500人	1,117人
	3歳児以上	1,969人	3,112人	1,620人
	小学生	274人	468人	375人
	妊婦 ^{※2}	275人	4,709人	2,254人
	保護者	60,299人	64,949人	33,554人
	計	129,701人	147,305人	74,855人
1回の平均参加組数		12.2組	10.4組	10.9組

※1 【加算事業】(プラスサポート)

地域の実情や利用者のニーズに応じて、よりきめ細やかな支援として実施する。

- ・出張ひろば…子育て支援ひろばを常設できない地域に、親子が集う場を週1回開設する。
- ・妊婦支援…助産師による相談や先輩ママとの交流を通し、出産や育児の不安を和らげる。
- ・発達支援…子どもの発達について専門知識を有するものが相談に応じる。
- ・孫育て支援…祖父母を対象に孫や子育て中の親とのかかわり方の講座を行う。
- ・親支援…就学前の幼児のいる保護者を対象に講座や相談に応じる。
- ・外国人支援…通訳を介しての相談や地域の親子との交流を促す。
- ・長期休暇支援…園や学校の長期休暇時に小学生までの親子がひろば利用できる。

※2 妊婦(初妊婦及び経産婦)

令和3年度より、子連れの経産婦を含めた計上となっている。

2. はまずくヘルパー利用事業

妊娠中又は出産後1年未満の時期にあつて身近に相談できる者がなく、家事や育児を行うことが困難である者に対して、家事又は育児相談を行う育児支援ヘルパーを当該家庭に派遣し、「相談しやすい話し相手」としての相談支援を行うことにより、家庭や地域での孤立感の解消とともに家事又は育児負担の軽減を図る。

- ・申請時やサービス利用時に相談支援を行い、育児の不安感や日常の家事における困りごと等の軽減することに努めている。
- ・必要に応じて地区の担当保健師と情報共有しながら、適切なタイミングで必要な支援ができるように関係機関と連携を図っている。
- ・事業の利用者の要望に寄り添ったサービスを提供することで、第2子以降の再申請など、リピーターの増加につながっている。
- ・産前産後の体調不良や育児不安がある利用者など、支援を必要とする家庭に対して比較的受け入れられやすい家事支援を通し、早期からの支援で孤立した育児、虐待予防に効果があると考えられる。
- ・新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底して行い、利用者・訪問者が体調不良時には訪問を中止している。

【表45】 新規登録者数、申請時期 (単位：人)

		R2	R3	R4 上半期
新規登録者数		278	362	187
多胎、未熟児養育医療対象 児を養育している場合		18	20	14
申請時期	妊娠中	183	207	110
	出産後	95	155	77

【表46】 利用者数 (単位：人)

	R2	R3	R4 上半期
利用者数	133	167	58

3. 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・看護師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。専門的相談支援を行う養育支援訪問員と家事・育児の援助を行う養育支援ヘルパーがある。

- ・養育支援が必要な家庭に対して、早期から介入することで養育環境の改善、養育者の育児不安の解消及び養育技術の提供の充実を図ることができた。
- ・新型コロナウイルス感染症予防対策として、利用者・訪問者が体調不良時の訪問中止ならびに訪問者の感染予防対策を継続して行っている。

【表 4 7】 養育支援訪問員による訪問件数 (単位：件)

	R2	R3	R4 上半期
訪問件数(実)	74	80	48
訪問回数(延)	980 回	812 回	351 回

【表 4 8】 養育支援訪問員による支援対象区分※ (単位：件)

	R2	R3	R4 上半期
特定妊婦	8	5	4
要支援児童	43	55	27
要保護児童	23	20	17
計	74	80	48

【表 4 9】 養育支援ヘルパーによる訪問件数 (単位：件)

	R2	R3	R4 上半期
訪問件数(実)	5	6	10
訪問回数(延)	69 回	27 回	48 回

【表 5 0】 養育支援ヘルパーによる支援対象区分※ (単位：件)

	R2	R3	R4 上半期
特定妊婦	0	1	2
要支援児童	2	2	2
要保護児童	3	3	6
計	5	6	10

※支援対象区分（児童福祉法第6条3項に基づく）

特定妊婦…出産後の養育について出生前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
 要支援児童…乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

要保護児童…保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

4. 発達支援広場事業（たんぽぽ広場）

1歳6か月児健康診査等で言葉の遅れや対人面の問題があり、発達障がい疑われる幼児に早期療育的アプローチを行うとともに、保護者に対し幼児にとって適切な働きかけができるよう支援する。

委託事業として概ね週1回、センター型8会場、施設型3会場で実施している。

センター型は、親子が通所しやすい各区の保健センターや区役所等の会場にて母子愛着の形成、集団生活への適応などを促すプログラムを実施する。

施設型は、発達の課題に応じた対応に考慮しながら、参加児やその保護者が就園に向けた生活の準備ができるよう、生活習慣の習得や集団生活への適応などを促すプログラムを実施する。

- ・令和4年4月から、センター型会場であるふれあい交流センター萩原を、初南コミュニティホールに変更し実施している。
中区北部エリア、東区西部エリア、北区南東部エリアに居住され、各区の既存のセンター型会場まで遠方だった方にとって、利便性が向上した。
- ・令和3年度から、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、センター型の1回の参加組数の上限を15組に設定し、こまめな消毒や常時換気など感染対策を行い実施している。

【表5 1】 センター型の参加状況 (単位：人)

	R2	R3	R4 上半期
参加児数(実)	369	345	221
参加児数(延)	2,238	3,191	1,715

【表5 2】 施設型の参加状況 (単位：人)

	R2	R3	R4 上半期
参加児数(実)	206	226	181
参加児数(延)	2,909	3,419	2,685

5. 発達障害者支援センター運営事業（発達相談支援センター「ルピロ」）

電話相談、来所相談などにより、発達障がい児（者）及びその疑いがある児（者）とその家族等に対し、適切な情報提供や関係機関の紹介を実施するとともに、関係機関との連携を随時行い、対象者への支援を図っている。

また、発達障害に関する講演会、研修会等で一般市民に向けての啓発を図るとともに、関係機関に対し技術支援を行う等、人材育成を含め総合的な支援を行っている。

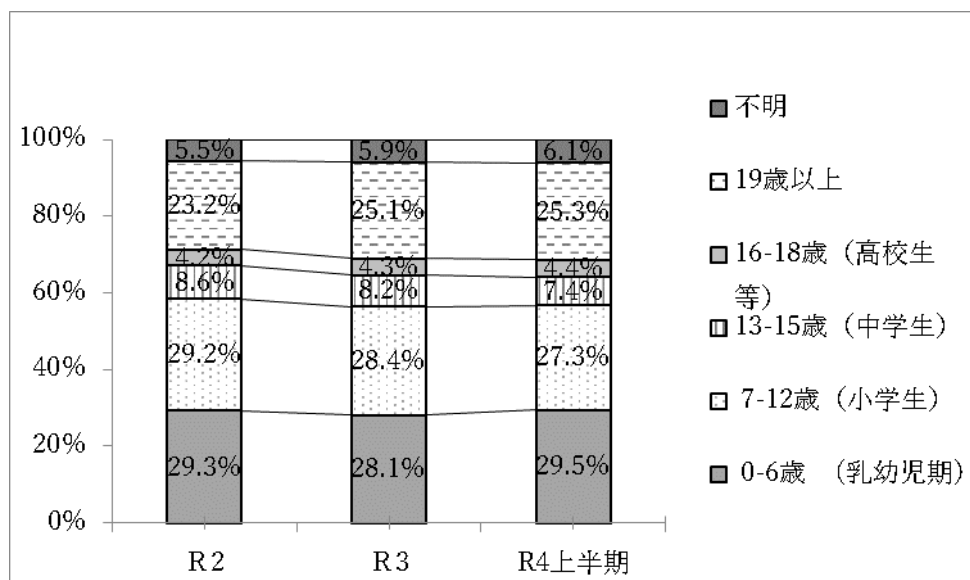
- ・令和4年度上半期は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、講演会や研修の実施方法の見直しを行った。令和3年度と同様に相談者数は新型コロナウイルス感染拡大前の状況に復調傾向である。学校や園などの関係機関からの依頼による間接的な支援も昨年度の同時期に比較して増加している。

【表5 3】 相談件数（延件数） （単位：件）

	R2	R3	R4 上半期
相談件数(延)	4,538	4,959	2,623

【表5 4】 相談者の年齢構成（実人数） （単位：人・％）

	R2		R3		R4 上半期	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0-6歳（乳幼児期）	359	29.3	375	28.1	259	29.5
（0-3歳（乳幼児前期））	(101)	(8.2)	(102)	(7.7)	(47)	(5.3)
（4-6歳（乳幼児後期））	(258)	(21.1)	(273)	(20.4)	(212)	(24.2)
7-12歳（小学生）	357	29.2	378	28.4	239	27.3
13-15歳（中学生）	105	8.6	110	8.2	65	7.4
16-18歳（高校生等）	52	4.2	57	4.3	39	4.4
19歳以上	284	23.2	334	25.1	222	25.3
不明	67	5.5	79	5.9	53	6.1
計	1,224	100	1,333	100	877	100



Ⅲ 妊娠期を含む若年女性の健康なからだづくり

1 背景

- ・ 厚生労働省は、令和3年3月31日に平成18年作成の「妊産婦のための食生活指針」を「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」に改定。妊娠中の体重増加指導の目安を引き上げ、妊娠前の女性も対象とした。また、解説概要において、若い女性は朝食の欠食割合が高いほか、エネルギー摂取量も少なく、低体重（やせ）の割合が高いという現状が報告されている。
- ・ 平成29年国民健康・栄養調査（厚生労働省）の結果によると 15～39歳の女性の低体重（やせ）（BMI<18.5 kg/m²）の者の割合が、昭和48（1973）年には、20～29歳で15.1%であったのが、令和元年度には、20.7%と増加傾向を示した。
- ・ 浜松市の現状（妊婦質問票・浜松市保健総合管理システムより）
 - ① 20歳代女性のやせの者の割合が、全国平均と比較して多い
 - ※ 令和元年 浜松市 23.3%
 - ② 「バランスの良い食事を実践していない」女性の割合が、若い世代ほど高い
 - ※ 令和元年 29歳以下 30.3% 30歳以上 24.9%
 - 令和2年 29歳以下 27.1% 30歳以上 23.0%

2 内容

- (1) 妊娠前の若い世代（高校生、大学生等）への対策（令和5年度 新規）
 - 健康なからだづくりと将来の生活習慣病予防を目的とした若い世代に向けたリーフレットの作成（別紙）
 - ・ リーフレットの活用方法
 - ① 高校の家庭科教諭、養護教諭や大学等と連携し、適正体重の維持と適切な食生活の知識の普及、及び健康意識の向上のための情報提供
 - ② 「未来の自分を考える講座（こころと身体編）～もっとすてきな自分に そして未来の家族のために～」の実施
- (2) 妊産婦への対策（令和4年度より実施）
 - ・ 「あなたと赤ちゃんのためのおすすめ食生活」リーフレット（静岡県栄養士会と協働作成）の配布と活用（母子健康手帳交付時）
 - ・ 保健師が、母子健康手帳交付時に妊婦のBMIと体重増加量の目安をチェックし、適切な体重増加量と食生活についての情報提供、及び必要に応じて管理栄養士からの食生活支援

●自分のカラダのこと考えてみよう！
～あなたの食生活はどのタイプ？～



～あなたの体型はやせ？ふつう？肥満？～

体重 kg ÷ 身長 m ÷ 身長 m = BMI

例) 体重55kg、身長160cmの人の場合 → $55(\text{kg}) \div 1.6(\text{m}) \div 1.6(\text{m}) = 21.4$

※「ふつう」の範囲の人は病気になるリスクが低いと言われています

BMI	判定
18.5未満	やせ
18.5以上25.0未満	ふつう
25.0以上	肥満

知っておこう 必要のないダイエットは危険！！

欠食や極端な食事制限は、
栄養不足から体調不良、肌荒れ、貧血、筋肉・骨が弱くなるリスクが高まります

特に女性の場合、妊娠・出産にも影響します

- 赤ちゃんが小さく生まれる（出生体重2,500g未満）
 - 早産（妊娠37週未満で生まれる）
- 生まれた赤ちゃんが、将来的に肥満、糖尿病等の生活習慣病を発症するリスクが高くなる

次ページからのポイントを参考に、できることから始めてみましょう➡

今より一歩！ レベルアップするための5つのポイント

POINT 1 主食 主菜 副菜 をそろえてバランスよく

主食 食事の中心

●炭水化物は体内でブドウ糖に変わり、脳や体を動かすエネルギー源になります。



主菜 体をつくる

●たんぱく質や脂質の供給源で皮膚や筋肉、血液、ホルモンなどのもとになります。



副菜 元気にキレイの強い味方

●ビタミン、ミネラル、食物繊維などが豊富で、体の調子を整えます。



さらに // ちょっとプラス！
ビタミンとカルシウムの補給に！

果物と乳製品も1日のどこかでとりましょう
みかんやバナナなら包丁いらす！！



POINT 2 野菜を食べるといいこといっぱい ビタミン、ミネラル 食物繊維などが豊富！

- ① ニキビや肌荒れを予防し、肌の健康を保つ
- ② おなかの調子を整え、便秘を予防
- ③ 体の水分を調節し、むくみを防止
- ④ 噛む回数が増えて、満腹感アップ
- ⑤ 生活習慣病、がん、老化などを予防

1日に必要な野菜量 **350g**
料理にすると小鉢5皿分が目安

1食あたり1～2皿を目安に食べましょう！



POINT 3 コンビニや外食等でのワンポイント

こんな選び方していませんか？



バランスUP



要注意!! 「主食」の重ね食べ

Point! >>> そうざいや外食を利用するときは 野菜料理を1品プラス

POINT 4 朝ごはんをいきいきスタート



朝ごはんを食べる
メリット

- ① 脳のエネルギー補給
- ② 身体が活動的になる
- ③ 集中力が高まる

勉強、運動などの
効率アップ!!



レベル1 まずは食べる習慣を!



「主食」がおすすめ

炭水化物が多く含まれているごはんやパンなどは、脳へ効率よくエネルギーを送ることができます。

レベル2 プラスワン!



「主食」に1品付け足す

納豆や卵、しらす干し、ヨーグルト、果物など、そのまま食べられる物だと簡単です。

レベル3 バランスアップ!



「主食」「主菜」「副菜」をそろえる

野菜たっぷりのみそ汁やスープもおすすめ。

POINT 5 少しの工夫で簡単にバランスアップ

市販品などを組み合わせてバランスアップ!!



野菜入りラーメン

野菜をカップ麺にのせてからお湯をかけるとしんわりして食べやすくなります!

今できることから始めましょう!



野菜たっぷり
ツナサラダ

ツナ缶を豆腐やゆで卵、サラダチキンにしてもおすすめ!!



サンドイッチ

パンにはさめば簡単にサンドイッチが作れます!

火も包丁も使わずに!
電子レンジで温めるだけ

(例えば…かけうどん)



フンボウルで片付け簡単!

加熱後、ゆで卵や温泉卵を添える

今の食生活が「未来の自分」をつくります!

あなたは、自分のカラダを大切にしていますか?
自分の食生活を振り返り、今からカラダにいいこと始めませんか。

● 思い当たることはありませんか?

朝は時間が無いからごはん食べなくてもいいや!

ダイエット中だから朝ごはん抜いちゃおう。

インスタ映えが大事よ!

全然元氣だし…

お腹がいっぱいになれば何を食べてもいいんじゃない?

お菓子とジュースでごはん代わりにしよう!!

手っ取り早くインスタントラーメンとおにぎりですませちゃおう。

最近、肌の調子がイマイチなんだよね。何だか集中力も続かなくて…

若いから何とかなさ! 気にしない、気にしない!

● こんな食生活を続けていると…

現在	将来
<p>▲やる気が出ない 疲れやすい</p>	<p>▲肥満 ▲やせすぎ</p>
<p>▲イライラ</p>	<p>▲便秘</p>

やがて 糖尿病・高血圧などの生活習慣病や貧血など

「未来の自分」のために…
今が大切!

私たちのカラダは「食べているもの」からできています。まずは今の食生活を振り返ることから始めてみましょう!

IV. 【報告】令和5年度の母子健康手帳の変更について

1. 背景

母子健康手帳について、概ね10年ごとに社会情勢や保健医療福祉制度の変化、乳幼児身体発育曲線の改訂等を踏まえて様式の改正が行われてきた。前回の改正(平成24年度)から10年経過し、令和4年12月26日に母子保健法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第172号)及び母子保健法施行規則第七条の厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件(令和4年厚生労働省告示第372号)が公布されたことにより、令和5年度の母子健康手帳について下記の改正内容に基づき作成する。

2. 内容

(1) 省令様式の主な改正点

- ・「妊娠」の「検査の記録」欄に、追加検査等に関する医師への相談を促す趣旨の記載を追加。
資料①参照
 - ・「乳児」及び「幼児」の「保護者の記録」欄について、生後2週間頃および2か月ごろの欄を設けるとともに、気になることがある場合に医師等に相談するよう促す記載を追加。
資料②-1、②-2 参照
 - ・「乳児」に「2か月児健康診査」欄を設ける。
資料③参照
 - ・乳幼児健診の測定項目として手帳に掲載されていた「胸囲」の欄は1か月児健診以降すべて削除された。
資料④参照
 - ・3歳児健診の欄の「頭囲」を削除。新たな項目として、「屈折検査」の結果記入欄が追加された。
資料⑤参照
- ※胸囲(3~4か月・1歳6か月児健診)と頭囲(3歳児健診)については、「測定の根拠に乏しいことから、削除することが適当と考える」とした、「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会中間報告書」に沿って削除されたもの。
- ・1歳児以降のすべての健康診査欄において、歯科健診の結果項目に「歯の形態・色調」を追加。
資料⑥参照
 - ・家族の多様性を踏まえ、「両親」との文言を「保護者」に改める。

(2) 任意様式の主な改正点

- ・育児等の情報については、主として電子的に情報提供する
資料⑦参照
「母子健康手帳支援サイト」 <https://mchbook.cfa.go.jp>
- ・妊娠・新生児・乳幼児・学童期・思春期にいたる継続性に配慮する観点から、学童期以降の健康状態を記録できる欄を追加。
資料⑧参照

(3) 浜松市の母子健康手帳の変更点

- ・省令様式等の改正に伴い、ページ内におさめる記載事項が増えたことや、使いやすさの観点から、母子健康手帳のサイズを大きくし、従来のA6からB6に変更する。
- ・上記に伴い、4・10か月児健診受診票と妊産婦(歯科)健診受診票綴りも同様にB6へ変更する。

検査の記録

妊娠

感染症検査や子宮頸がん検診の結果に関して、気になる点や追加検査・治療が必要かについて、医師に相談しましょう。

検査項目	検査年月日	備考
血液型	年 月 日	A B O 型 R h
不規則抗体	年 月 日	
子宮頸がん ^{けい} 検診	年 月 日	
梅毒血清反応	年 月 日	
HB s 抗原	年 月 日	
H C V 抗体	年 月 日	
H I V 抗体	年 月 日	
風しんウイルス抗体	年 月 日	
H T L V - 1 抗体	年 月 日	
クラミジア抗原	年 月 日	
B群溶血性連鎖球菌	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

※検査結果を記録する場合は、妊婦に説明し同意を得ること。

検査の記録

検査項目	検査年月日	備考
先天性代謝異常検査	年 月 日	
新生児聴覚検査 (自動ABR・OAE) リファア(要再検査)の場合	年 月 日 年 月 日	右 (パス・リファア) 左 (パス・リファア)

※検査結果を記録する場合は、保護者に説明し同意を得ること。

乳児

予備欄

保護者の記録【2週間頃】 (年 月 日記録)

- 泣き声やお乳を飲む力が弱いと思いますか。 いいえ はい
- 寝かせるときは、あお向けに寝かせていますか。 はい いいえ
- 自動車に乗るとき、チャイルドシートを使用していますか。 はい いいえ
- 保護者ご自身の睡眠で困っていることはありますか。 いいえ はい
- 子育てについて気軽に相談できる人はいますか。 はい いいえ
- 子育てについて不安や困難を感じることはありますか。 いいえ はい 何ともいえない
- 成長の様子、育児の心配、かかった病気、感想などを自由に記入しましょう。

※このページは医療機関、子育て世代包括支援センター等で参考にするので、丁寧に記入しましょう。気になることがあれば、医師や保健師、助産師などに相談しましょう。

保護者の記録【2か月頃】 (年 月 日記録)

乳児

- | | | | |
|------------------------------|-----|-----|---------|
| ○お乳をよく飲みますか。 | いいえ | はい | |
| ○目を動かして物を追って見ますか。 | はい | いいえ | |
| ○寝かせるときは、あお向けに寝かせていますか。 | はい | いいえ | |
| ○自動車に乗るとき、チャイルドシートを使用していますか。 | はい | いいえ | |
| ○保護者ご自身の睡眠で困っていることはありますか。 | いいえ | はい | |
| ○子育てについて気軽に相談できる人はいますか。 | はい | いいえ | |
| ○子育てについて不安や困難を感じることはありますか。 | いいえ | はい | 何ともいえない |
- 成長の様子、育児の心配、かかった病気、感想などを自由に記入しましょう。

※このページは医療機関、子育て世代包括支援センター等で参考にするので、丁寧に記入しましょう。気になることがあれば、医師や保健師、助産師などに相談しましょう。

2 か 月 児 健 康 診 査

(年 月 日実施・ か月 日)

体 重	g	身 長	cm
頭 囲	cm		
栄養状態：	良 ・ 要指導	栄養法：	母 乳 ・ 混 合 ・ 人工乳

健康・要観察

特記事項

施設名又は
担当者名

次の健康診査までの記録

(自宅などで測定した身長・体重も記入しましょう。)

年 月 日	月 齢	体 重	身 長	特 記 事 項	施設名又は 担当者名
		g	cm		

乳
児

1 か 月 児 健 康 診 査

(年 月 日実施・ か月 日)

体 重	g	身 長	.
頭 囲	cm		
栄養状態： 良 ・ 要指導	栄養法： 母 乳・混 合・人工乳		

「胸囲」の欄は空欄

健康・要観察

乳児

特記事項

施設名又は
担当者名

次の健康診査までの記録
(自宅などで測定した身長・体重も記入しましょう。)

年 月 日	月 齢	体 重	身 長	特 記 事 項	施設名又は 担当者名
		g	. cm		

<3歳児健康診査は、全ての市区町村で実施されていますので、必ず受けましょう。>

3 歳 児 健 康 診 査

(年 月 日実施・ 歳 か月)

体 重	.	kg	身 長	.	cm
-----	---	----	-----	---	----

栄養状態：ふとり気味・普通・やせ気味

「頭囲」の欄は削除

目の異常（眼位・視力・その他）：なし・あり・疑（ ）

屈折検査 未・済（実施（異常なし 異常あり 判定不可）実施不可）

耳の異常（難聴・その他）：なし・あり・疑（ ）

予防接種 (受けているものに○を付ける。)	Hib 小児肺炎球菌 B型肝炎 ロタウイルス ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ BCG 麻しん 風しん 水痘 日本脳炎
--------------------------	--

健康・要観察

要精査（精密検査受診日： 年 月 日）

幼児

歯 の 状 態	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	むし歯の罹患型：O A B C ₁ C ₂ 要治療のむし歯：なし・あり（ 本） 歯の汚れ：きれい・少ない・多い 歯肉・粘膜：異常なし・あり（ ） かみ合わせ：よい・経過観察 歯の形態・色調：異常なし・あり（ ） (年 月 日診査)
	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	

特記事項

施設名又は 担当者名	
---------------	--

次の健康診査までの記録

(自宅で測定した身長・体重も記入しましょう。)

年 月 日	年 齢	体 重	身 長	特 記 事 項	施設名又は 担当者名	
		.	kg	.	cm	

※むし歯の罹患型 O：むし歯なし A：奥歯または前歯にむし歯

B：奥歯と前歯にむし歯 C₁：下顎前歯がむし歯 C₂：下顎前歯やその他にむし歯

1 歳 児 健 康 診 査

(年 月 日実施・ か月 日)

体 重	g	身 長	cm
頭 囲	cm		
栄養状態： 良 ・ 要指導		母 乳：飲んでいない・飲んでいる	
1日に食事 () 回、 間食 (おやつ) () 回		目 の 異 常 (眼位・その他)	なし・あり・疑 ()
健康・要観察			

歯 の 状 態	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	要治療のむし歯：なし・あり (本) 歯の汚れ：きれい・少ない・多い 歯肉・粘膜：異常なし・あり () かみ合わせ：よい・経過観察 歯の形態・色調：異常なし・あり () (年 月 日診査)
	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	

幼児

特記事項

施設名又は 担当者名	
---------------	--

次の健康診査までの記録
(自宅などで測定した身長・体重も記入しましょう。)

年 月 日	年 齢	体 重	身 長	特 記 事 項	施設名又は 担当者名
		g	. cm		

母子健康手帳情報支援サイト

すこやかな妊娠と出産のために



[すこやかな妊娠と出産のために](#) [590.7KB]

[新生児（生後約4週間までの赤ちゃん）](#) [387.9KB]

[育児のしおり](#) [431.9KB]

[予防接種（種類、受ける時期等）](#) [455KB]

[妊娠中と産後の食事](#) [815.5KB]

[乳幼児期の栄養](#) [731.6KB]

[お口と歯の健康](#) [288.8KB]

※全文（上記を全て合わせたデータを掲載） [1.7MB]

子育てに関する制度・相談窓口



[働く女性・男性のための出産、育児に関する制度](#) [399KB]

[主な医療給付等の制度](#) [335.9KB]

※全文（上記を全て合わせたデータを掲載） [516.7KB]

こどもの病気やけが・事故の予防



[こどもの病気やけが](#) [197.2KB]

[事故の予防](#) [363.4KB]

[ものがどにつまった時の応急手当](#) [352.7KB]

[心肺蘇生法](#) [200.8KB]

※全文（上記を全て合わせたデータを掲載） [909.8KB]

その他



[児童憲章](#) [186KB]

学童期以降の記録

小学生の記録

学年	検査日	身長	体重	視力	むし歯	特記事項
	年 月 日	cm	kg	右・左		
小学1年生						
小学2年生						
小学3年生						
小学4年生						
小学5年生						
小学6年生						

「中学生以降の記録」として、中学1年生
～18歳までの記録欄も1ページあり。

V. 産科・精神科・行政等の連携

1 目的

産科医療機関・精神科医療機関・行政等の連携を強化し、メンタルヘルス不調の妊産婦等に対し、他機関・多職種による切れ目のない支援を行う。

2 背景

- ・「産後うつ」の予防や新生児への虐待予防等を図るため実施している産婦健康診査では、健診の結果、支援が必要と認められる産婦について、適切な支援につながるよう関係機関との連携を図ることが求められている。必要に応じて、精神科医療機関へつなぐ場合もあるが、本人の受診意欲が低い、タイムリーに受診予約がとれない等、課題が生じている。
- ・国の自殺総合対策大綱の中で「妊産婦支援施策等との連携」に関することが明記され、妊産婦のメンタルヘルスの課題に包括的に対応するため、各機関が連携し、支援にあたることが示されている。
- ・浜松市においても産科・精神科・行政等の連携体制の構築に向けて、各機関の実態調査を行い、課題の共有を行った。

3 共通する課題

- ・連携のための顔が見える関係づくり
- ・周産期メンタルヘルスに関する各機関・職種の役割についての相互理解
- ・妊産婦のメンタルヘルスを評価するために必要な情報収集や精神的な状態に関するアセスメント
- ・周産期メンタルヘルスに適切に関わる（予防と介入）人材の育成
- ・妊産婦に関わるスタッフのメンタルヘルスケア

4 令和4年度の取り組み

<研修等の開催>

- ・令和4年7月15日（金）奇松会にて浜松市精神保健福祉センター所長 二宮貴至先生講演
「浜松市の自殺対策医療連携 ～産婦人科と精神科のより良い連携を目指して～」
- ・令和4年9月15日（木）国立成育医療研究センター立花先生基調講演（オンライン）
「妊産婦のメンタルヘルスケアについて」
- ・令和5年2月14日（火）自殺未遂者支援体制研修会
- ・自殺未遂者支援体制検討会の開催（全3回）

<調査>

- ・当事者へのアンケート実施（令和4年4月～12月に出産された方へ妊娠中の支援に関する調査）
※「出産・子育て応援交付金事業」の通知発送に合わせて調査実施予定。

5 今後の取り組み

- ・令和5年3月 自殺未遂者支援事業の医療連携検討会議にて今年度の取り組み状況と課題への対策を検討。
- ・当事者アンケートの実施結果をまとめ、当事者が求める支援体制について検討。

「健康はままつ21」の概要について

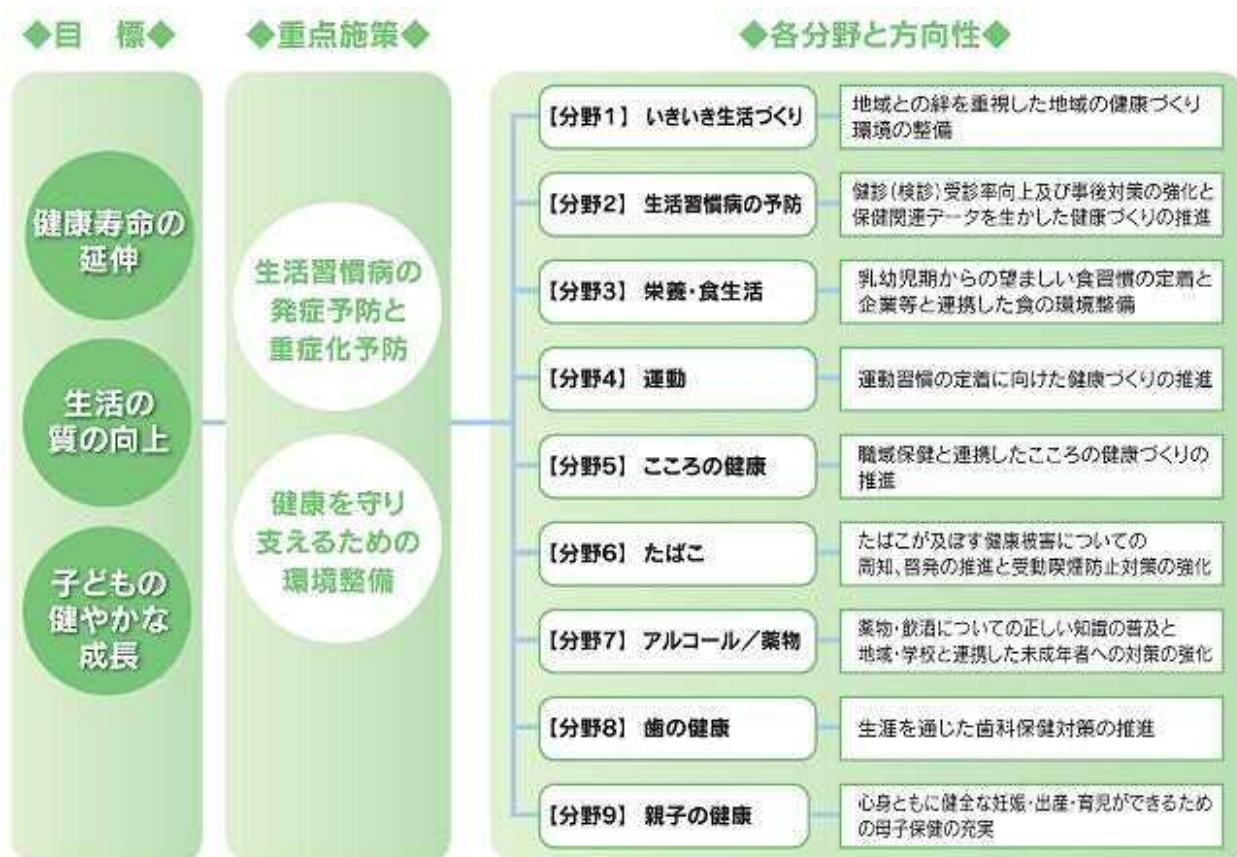
（1）計画の概要

「健康はままつ21」は、単に病気でないというだけでなく、市民一人ひとりが生きがいを持ち、いきいきと生活できる健康都市 浜松 を基本理念としています。この基本理念のもと、「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」「子どもの健やかな成長」の目標を立て、施策展開を明示し、具体的な取り組みを進めています。

【基本理念】

市民一人ひとりが生きがいを持ち、いきいきと生活できる 健康都市 浜松

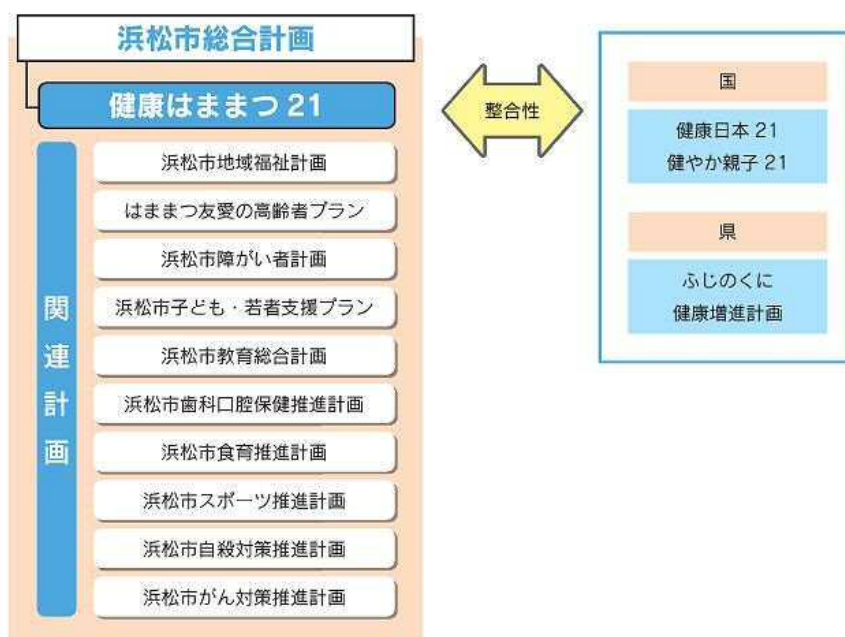
健康都市 浜松 の実現に向け、健康づくりの目標を3つの柱とし、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、9つの分野で具体的な取り組みを推進しています。



(2) 計画の位置づけ

健康はままつ 21 は、健康増進法に基づき、国の定める「健康日本 21」「健やか親子 21」及び静岡県定める「ふじのくに健康増進計画」を踏まえて策定したものです。

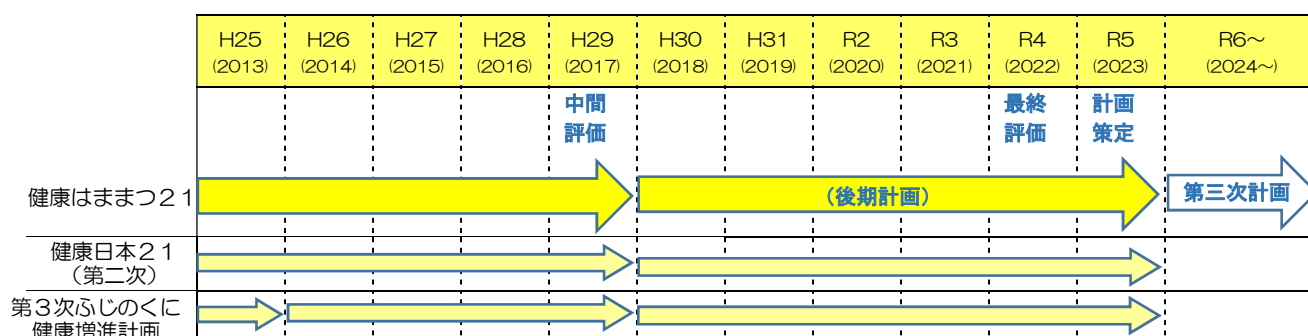
また、「浜松市総合計画」を上位計画として、その他関連計画との整合性を図りながら策定しています。



(3) 計画の期間

「健康はままつ 21（第二次浜松市健康増進計画）」の計画期間は、平成 25（2013）年度を初年度とし、令和 5（2023）年度を目標年度とした 11 年間です。また、社会状況の変化や法制度・計画等の改正に伴い、必要に応じて適宜改正を行うものとします。

策定当初、令和 4（2022）年度を目標年度とした 10 年間の予定でしたが、健康日本 21（第二次）が関連する他の計画と計画期間を一致させるため、計画期間を 1 年延長し、令和 5（2023）年度末までの 11 年間としたことに伴い、計画期間を延長しました。中間年度である平成 29（2017）年度には、中間評価と後期計画の策定を行いました。



「健康はままつ 21」最終評価の趣旨と方法

(1) 最終評価の趣旨

最終評価は、計画策定から 11 年間の取り組みの評価や数値目標の達成度を把握・評価し、新たな計画策定の基礎資料とすることを目的としています。

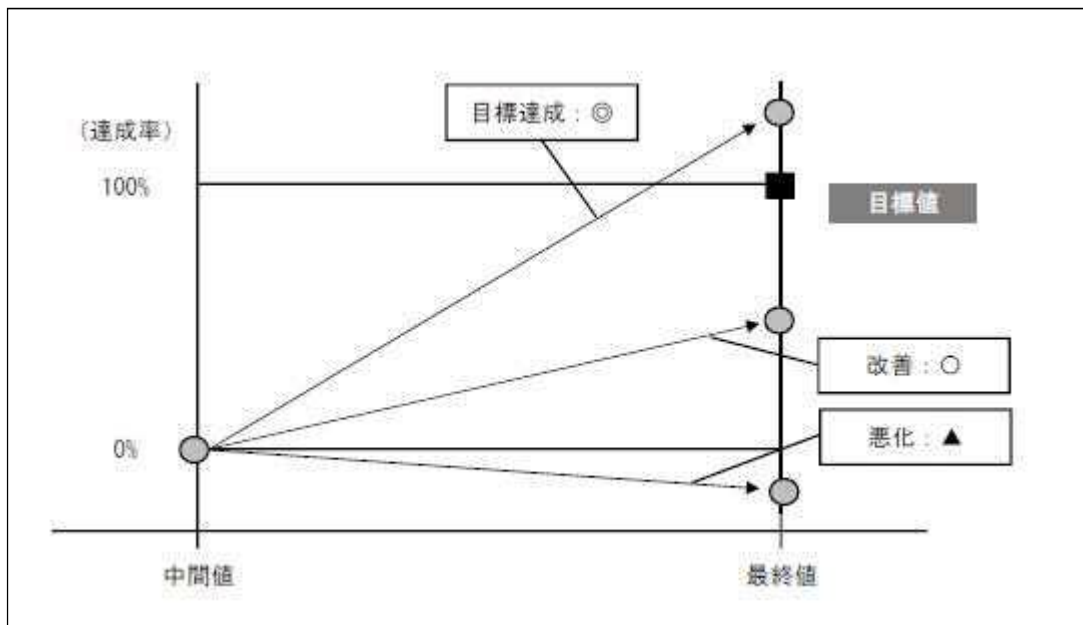
(2) 最終評価方法

9 分野 82 の指標について、中間値と直近値を比較し、目標に対する達成状況について以下のとおり評価しました。なお、直近値把握のため、市民アンケートを実施しました。

評価	基準
◎	目標を達成した
○	目標は達成していないが改善した
▲	悪化している
—	評価困難※

※評価困難：制度変更等により現状値を把握できず評価不可能なものなど

図 評価のイメージ



市民アンケート調査について

(1) 調査の目的

本調査は、市民の健康づくりに関する意識や状態を把握し、「健康はままつ21」を見直すことで、市民の健康づくりをより一層推進することを目的に実施しました。

(2) 調査の方法

調査対象地域：浜松市全域

調査対象者：乳幼児から高齢者 6,000人

調査期間：令和4年10月5日～令和4年11月8日

抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出

調査方法：郵送により配布、郵送またはWEB回答による回収

(3) 配布・回答数（暫定値）

	配布数 (件)	有効回答数 (件)	(内訳) 有効回答数		有効回答率 (%)	【参考】 平成28年度 有効回答率 (%)
			郵送	WEB		
乳幼児・学童期 (1～12歳)	1,000	609	284	325	60.9	48.9
思春期 (13～19歳)	1,000	502	209	293	50.2	34.6
青年期・壮年期 (20～44歳)	1,000	412	147	265	41.2	29.4
中年期 (45～64歳)	1,000	387	225	162	38.7	37.2
高齢期Ⅰ (65～74歳)	1,000	609	540	69	60.9	57.0
高齢期Ⅱ (75歳～)	1,000	595	568	27	59.5	
合計	6,000	3,114	1,973	1,141	51.9	41.4

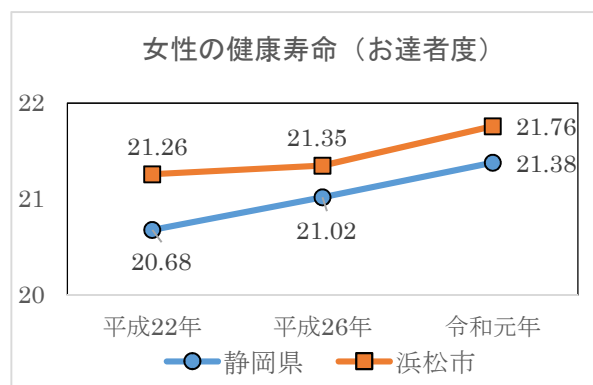
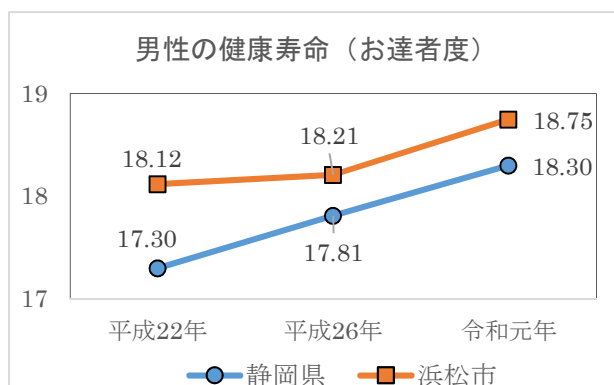
「健康はままつ21」の最終評価のまとめ

(1) 総括評価

65歳時点での健康寿命を平成26年と令和元年で比較すると、男性では平成26年の18.21年から0.54年延伸し、18.75年、女性では21.35年から0.41年延伸し、21.76年となっています。

静岡県の平均では、平成26年度と令和元年で比較すると、男性では平成26年の17.81年から0.49年延伸し、18.30年、女性では平成26年の21.02年から0.36年延伸し、21.38年となっています。

延伸した健康寿命の年数は、浜松市が県平均を上回りました。



(静岡県調べ)

※ お達者度とは、65歳で健康で自立している人が、心身ともに自立した活動的な状態で生存できる平均期間のこと。浜松市の人口、死亡数、要介護2以上の要介護認定者数と全国生命表から算出。

(2) 数値目標の達成状況

数値目標については、「健康はままつ21」の数値目標82項目のうち、5割強で改善がみられました。内訳は、目標を達成したもの(◎)は24項目、目標は達成していないが改善したもの(○)は21項目、悪化しているもの(▲)は36項目、評価できなかった項目(ー)は1項目でした。

評価	基準	項目数
◎	目標を達成した	23
○	目標は達成していないが改善した	21
▲	悪化している	36
ー	評価困難*	2
改善割合(◎+○/全目標項目数-評価困難項目数)※		55.0%

※ 評価困難：制度変更等により現状値を把握できず評価不可能なものなど

(3) 分野別評価

分野別では、「こころの健康」、「歯の健康」の分野では、全目標の改善度が7割を超え、全体的に改善がみられました。

「いきいき生活づくり」、「たばこ」、「アルコール／薬物」、「親子の健康」の分野では、全目標の改善度が5割を超えましたが、悪化している指標については見直しが必要です。

一方で、「生活習慣病の予防」、「栄養・食生活」、「運動」の分野では、全目標の改善度が5割以下に留まっており、次期計画における取り組みについて、十分な検討が必要です。

各分野	目標数	◎	○	▲	—	改善度 (%)
いきいき生活づくり	12	5	2	5	0	58.3
生活習慣病の予防	11	2	3	6	0	45.5
栄養・食生活	9	1	0	8	0	11.1
運動	6	0	0	6	0	0.0
こころの健康	6	4	2	0	0	100.0
たばこ	8	1	4	3	0	62.5
アルコール/薬物	7	2	2	3	0	57.1
歯の健康	12	6	4	1	1	90.9
親子の健康	11	2	4	4	1	60.0
合計	82	23	21	36	2	55.0

(4) 今後の課題

各分野における課題を受け、次期計画の策定に向けては、次の4つの視点を踏まえた取り組みが重要だと考えます。また、各分野の評価や課題については、分野別最終評価に記載しました。

【次期計画に必要な視点】

- データやICTを活用した評価と行動変容を促すための対策
- 生活様式の変化や多様性を踏まえた環境整備
- 民間と連携した健康づくりの広がり
- 分野別では特に「栄養・食生活」「運動」が課題

9 親子の健康

[めざす姿]

- ・心身ともに健全な妊娠、出産を迎えられる健康な心と体づくりをする
- ・心も体も元気な子どもを育てる
- ・みんなで楽しく子どもを育てる

中間値と最終値の比較	項目数
◎：目標を達成した	2
○：目標は達成していないが改善した	4
▲：悪化している	4
—：評価困難	1
改善度（◎+○/全指標項目数）	60.0%

指標	対象	当初値 H23年度	中間値 H28年度	目標値	最終値 R4年度	改善度
小学生の朝食欠食率 （登校しない日）	小学生	4.2%	5.3%	3.5%	7.3% (R3年度)	▲
性感染症定点からの 患者報告数 （クラミジア患者数）	10～29歳	54人	44人	減少	27人 (R3年度)	◎
子宮頸がん検診受診率	20～39歳	22.2%	12.9%	40.0%	15.7% (R3年度)	○
10歳代の人工妊娠中 絶数 （15～19歳の女子人口千対）	10歳代	7.1 (H22年度)	4.6	減少	3.3 (R3年度)	◎
女性のやせの割合	中学3年生 女子	2.8%	3.1%	減少	3.2%	▲
適正体重の女性の割合 （非妊娠時）	妊娠届出者	43.1%* (H24年)	69.5%	増加	69.0% (R3年度)	▲
妊婦の喫煙率	妊娠届出者	2.2%	1.8%	0%	1.0% (R3年度)	○
妊婦の飲酒割合	妊娠届出者	8.7%* (H22年度)	0.9%	減少	2.1% (R3年度)	▲
極低出生体重児 （※）、低出生体重児 割合	—	10.4% (H22年度)	9.9%	9.4%	9.6% (R3年度)	○
子育てがしやすいと 思う人の割合（★）	1～6歳 保護者	27.6%* (H22年度)	30.1%	増加	82.0%	—
妊娠出産について職 場の理解が得られて いる人の割合（★）	1～6歳 保護者	62.7%	88.1%	95.0%	90.5%	○

平成23年度の※は、国データ等の参考値です。

（★）はアンケート項目

※極低出生体重児：体重が2,500g未満で生まれた子どもである「低出生体重児」のうち、1,500gで生まれた子ども

主な指標の概要

- ・「親子の健康」についての指標は、11項目中、2項目（◎）で目標値を達成し、また、4項目（○）について目標値を達成していませんが改善しました。4項目（▲）で悪化がみられました。1項目（－）が評価困難でした。
- ・10～29歳のクラミジア患者数、10歳代の人工妊娠中絶数に関しては、目標値を達成しました。
- ・子宮頸がん検診受診率は、目標値を達成していませんが、改善しました。
- ・女性のやせの割合は増加し、非妊娠時における適正体重の女性の割合が減少しました。
- ・妊婦の喫煙率は、目標値を達成していませんが、改善しました。しかし、妊婦の飲酒割合は、増加しています。
- ・極低出生体重児、低出生体重児割合は、目標値は達成していませんが改善しました。
- ・子育てがしやすいと思う人の割合は、調査母体を「市民アンケート調査」から「健康増進計画等の評価における健康調査」に変更したため評価困難としました。
- ・妊娠出産について職場の理解が得られている人の割合は、目標値を達成していませんが、改善しました。

評価

- ・10～29歳のクラミジア患者数、10歳代の人工妊娠中絶数に関しては改善がみられました。引き続き、中高生への思春期教室等で「性感染症予防」や「望まない妊娠」、「避妊」に関する正しい知識を提供していく必要があります。
- ・若い女性のやせ、非妊娠時における適正体重の女性の割合が改善していない現状や子宮頸がん検診受診率が目標達成できていない現状があります。「女性の体に妊娠・出産に適した時期（20代～30代半ば頃）があることを知っている」と答えた10代の割合が59.8%であったことも含めて、早い段階から男女ともに健康的な生活を送ることの必要性について周知啓発を実施する取り組みが必要です。
- ・妊娠出産について職場の理解が得られている人の割合が増加しており、参考値ですが子育てがしやすいと思う人の割合も高いことから、妊娠・出産・子育てに関する地域や職域での支援が進んでいると考えます。

今後の課題

1. プレコンセプションケア※の推進

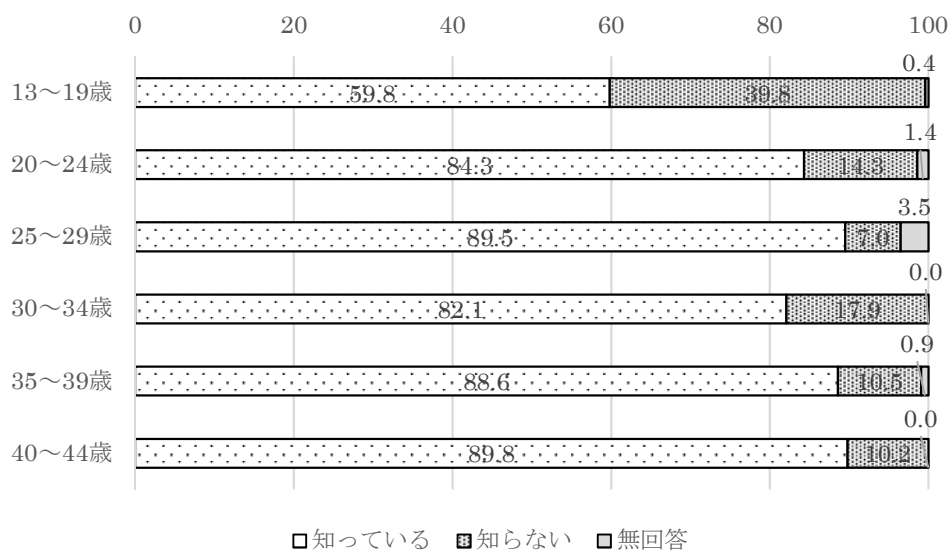
- ・若い男女のヘルスリテラシーを高め、将来の健やかな妊娠出産を迎えるために思春期教室や様々な健康講座の機会を通して、早い段階から健康的な生活を送ることの必要性について周知啓発を実施する取り組みが必要です。

※女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取り組み。

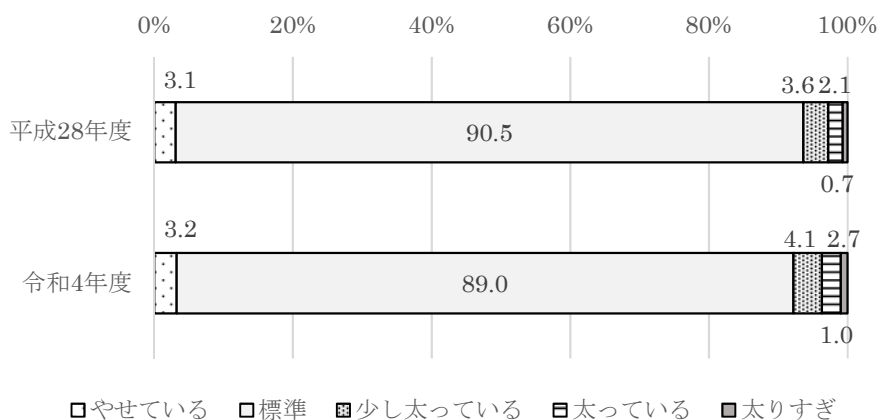
2. 子育てがしやすい地域づくりの推進

- ・子育てがしやすいと思う人や妊娠出産について職場の理解が得られている人の割合が増加していますが、「子育てがしやすい」と思う人の割合がさらに増えるように、行政や地域の子育て支援団体、医療機関、自治会等、様々な関係機関が連携し、子育てしやすい地域づくりを推進していく必要があります。

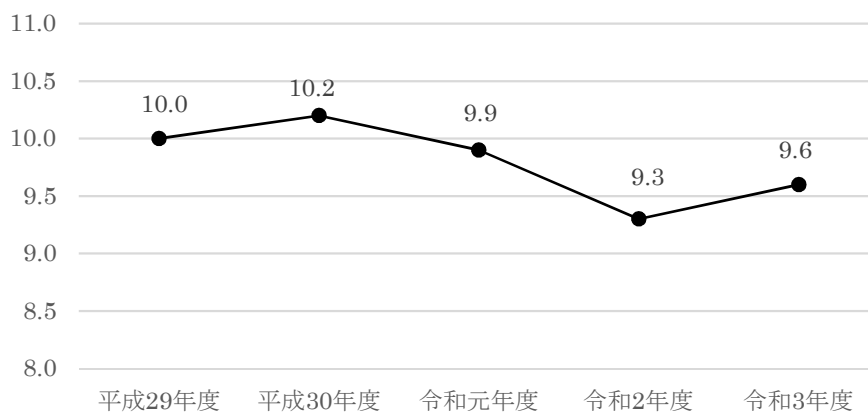
①女性の体に妊娠・出産に適した時期（20代～30代半ば頃）があることを知っている人の割合



②女子（中学3年生）のやせの割合



③低出生体重児割合の推移



Ⅶ HPVワクチンについて

1 9価HPVワクチンの定期接種化について

(1) 背景

- ・ 9価HPVワクチン（シルガード9）は、令和2年7月21日に製造販売が承認され、令和4年11月18日に開催された国の審議会において、9価HPVワクチンを定期接種として使用可能とする方針が了承された。
- ・ 9価HPVワクチンは、令和5年1月30日付けで予防接種実施規則等の改正が公布（令和5年4月1日施行）され、同年4月1日から定期接種が開始される。

(2) 事業内容

①使用ワクチン

組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（9価HPVワクチン）

②対象者

- ・ 定期接種 小学校6年生から高校1年生相当の女子
- ・ キャッチアップ接種 平成9年度生まれから平成18年度生まれの女子

③接種方法・回数・間隔

同一製剤で接種を完了することを原則とするが、2価・4価HPVワクチンを用いて規定の回数の一部を完了した者が、9価ワクチンにより残回数の接種を実施して差し支えない。

- ・ 接種方法 1回0.5mlを筋肉内に注射
- ・ 接種回数 3回
- ・ 接種間隔 2回目は初回接種の2カ月後、3回目は6カ月後に接種

※ 1年以内に3回の接種を完了することが望ましいが、2回目接種は初回接種から少なくとも1カ月以上、3回目接種は2回目接種から少なくとも3カ月以上間隔を置いて実施すること。

④定期接種開始 令和5年4月1日

⑤周知方法

広報はままつ4月号に掲載
ホームページ「浜松市子育て情報サイトぴっぴ」に掲載
国が改訂するリーフレットを活用し対象者宛に個別発送

2 HPVワクチン接種状況について

(1) 定期接種実績（平成24年度～令和4年12月）

年度	対象者 (人) ①	接種人数 (人)					接種率 (%) ②/①
		1回目	2回目	3回目 ②	延人数	実人数	
平成24年度	3,879	3,501	3,676	4,379	11,556	5,187	112.9
平成25年度	3,784	854	451	635	1,940	1,248	16.8
平成26年度	3,734	30	34	51	115	75	1.4
平成27年度	3,768	25	25	21	71	41	0.6
平成28年度	3,713	8	12	18	38	24	0.5
平成29年度	3,710	35	27	19	81	38	0.5
平成30年度	3,557	70	53	40	163	82	1.1
令和元年度	3,524	251	171	120	542	285	3.4
令和2年度	3,725	1,220	1,004	711	2,935	1,347	19.1
令和3年度	3,631	2,235	2,052	1,692	5,979	2,716	46.6
令和4年度	3,475	1,440	1,509	932	3,881	2,212	26.8

※対象者は標準的接種年齢である13歳の女性の数

(2) キャッチアップ接種実績（令和4年4～12月）

出生年度	対象者 (人) ①	接種人数 (人)				接種率 (%) ②/①
		1回目	2回目	3回目 ②	延人数	
平成17年度	2,537	155	122	102	379	4.0
平成16年度	3,153	288	230	34	552	1.1
平成15年度	3,383	321	238	27	586	0.8
平成14年度	3,525	320	231	32	583	0.9
平成13年度	3,555	284	201	24	509	0.7
平成12年度	3,356	197	170	21	388	0.6
平成11年度	1,664	80	67	14	161	0.8
平成10年度	1,679	82	63	8	153	0.5
平成9年度	1,653	58	40	4	102	0.2
合計	24,505	1,785	1,362	266	3,413	—

※対象者は令和4年7月に勧奨ちらしを送付した人数

3 接種勧奨について

(1) 現状の啓発

	内 容
高校、大学、専門学校	<ul style="list-style-type: none">・接種勧奨のポスター掲示やチラシを配布・学校内での子宮頸がん予防に関する講和を実施（養護教育部会において依頼）・大学、専門学校の学園祭などに参加し啓発イベントを実施・SGEプロジェクト（聖隷クリストファー大学看護学部）と連携し、啓発媒体を作成
企業	<ul style="list-style-type: none">・浜松ウェルネスプロジェクト参画団体・企業（18団体、131社）に対し、定期的なメルマガを発信・健康保険組合の保健師が出席する看護職情報交換会において、従業員への子宮頸がん予防に関する周知・啓発を依頼・企業が開催するセミナー等への参加・浜松商工会議所などの会報誌への掲載を依頼
浜松市	<ul style="list-style-type: none">・新人職員研修等において周知・啓発を実施・健康増進課（区健康づくり課を含む）が実施する講演会やイベントなどにおいて啓発を実施・接種対象者全員に対し国のリーフレットを活用し個別送付

(2) 課題

- ・HPVが誰でも感染リスクがある感染症であることが十分に知られていない
- ・接種後の副反応に対する懸念が払拭されていない
- ・若い世代においては活字による周知・啓発は有効でない

(3) 今後の対策

- ・市のInstagram等のSNSを活用し定期的な情報発信を行う
- ・企業の新人研修や大学などの入学式等において動画再生や研修会等に参加し説明
- ・市内企業などにおいて子宮頸がん予防に関する出前講座を実施
- ・接種対象者、保護者、専門医師等による座談会を開催し、開催内容について新聞掲載等を報道機関に依頼
- ・テレビ局に対し子宮頸がん予防についての特集を依頼
- ・MSDに対し民放CMにおける啓発を依頼

Ⅷ 令和5年度 母子保健事業の取り組み

1. 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業について（母子相談事業）

（1）趣旨

低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、該当妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用を助成する。

（2）内容

- ・低所得妊婦を対象として、初回の産科受診料の一部または全部を補助する（上限1万円）
- ・把握した妊婦について必要な支援が提供されるよう関係機関との連携を図る。

2. 3歳児個別健康診査事業における屈折検査の実施について（妊産婦乳幼児健康診査事業）

（1）趣旨

3歳児健診は弱視や目の異常を発見する重要な機会であるため、令和4年度より集団健診において屈折検査を導入。令和5年度は屈折検査を対象者全数に実施する体制整備を行う。

（2）内容

- ・個別健診受診者の内、屈折検査未実施の児に対し集団屈折検査を実施。

3. 3歳児歯科健診個別化（妊産婦乳幼児健康診査事業）

（1）趣旨

集団歯科健診から、歯科医療機関での個別健診にすることにより、市民の利便性の向上ならびに受診率の向上を図る。

（2）内容

- ・中区、東区、西区、南区、北区の5区で委託医療機関にて個別歯科健診を実施する。（浜北区、天竜区を除く）

4. 出産・子育て応援交付金について（出産・子育て応援事業）

（1）趣旨

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的支援である出産・子育て応援交付金を一体的に実施する。

（2）内容

- ・令和5年2月から事業開始。
- ・伴走型相談支援として3回（妊娠届出時、妊娠8カ月前後、出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）の面談を実施する。
- ・妊娠届出時に行われる面談後に、出産応援交付金（妊婦1人につき5万円）を支給する。
- ・出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間に行われる面談後に、子育て応援交付金（子1人につき5万円）を支給する。

伴走型相談支援と経済的支援詳細

		妊娠届出時	妊娠8カ月前後	出生届出から 乳児家庭全戸訪問 までの間
伴 走 型 相 談 支 援	面談実施	○	○	○
	面談対象者	妊婦	妊婦	産婦（養育者）
		※夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨		
	事業開始時期	R5.2.1～	R5年度開始予定	R5.2.1～
経 済 的 支 援	交付金対象	○	×	○
	支給額	妊婦1人につき 5万円	—	子1人につき 5万円
	支給条件	面談実施		面談実施
	事業開始時期	R5.2.1～		R5.2.1～

出産・子育て応援交付金

令和4年度第2次補正予算：1,267億円、令和5年度予算案：370億円

1. 事業の目的

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。
- こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設する。

2. 事業の内容

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

※ 継続的に実施

妊娠期
(妊娠8~10週前後)

妊娠期
(妊娠32~34週前後)

出産・産後

産後の育児期

面談
(*1)

面談
(*2)

面談
(*3)

随時の子育て関連イベント等の情報発信・
相談受付対応の継続実施 (*4)

【実施主体】子育て世代包括支援センター(市町村)
(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託を推奨)

伴走型相談支援

(*2~4) SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談、
プッシュ型の情報発信、随時相談の実施を推奨

(*1) 子育てガイドと一緒に確認。
出産までの見通しを寄り添って立てる 等

(*2) 夫の育休取得の推奨、両親学級等の紹介。
産後サービス利用と一緒に検討・提案 等

身近で相談に応じ、
必要な支援メニューにつなぐ

(*3) 子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有できる仲間作りの場の紹介。産後ケア等サービス、育休給付や保育園入園手続きの紹介 等

- ・ ニーズに応じた支援 (両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等)
- ・ 妊娠届出時 (5万円相当) ・ 出生届出時 (5万円相当) の経済的支援

《経済的支援の対象者》令和4年4月以降の出産 ⇒ 10万円相当

《経済的支援の実施方法》 出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減 等
※ 電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など効率的な実施方法を検討。

3. 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4. 補助率

令和4年度第2次補正予算 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※システム構築等導入経費は国10/10
令和5年度当初予算(案)

○ 伴走型相談支援: 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

○ 経済的支援: 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※クーポン発行等に係る委託経費は国10/10

「出産・子育て応援交付金」事業のポイント（全体像）

- 地方自治体における**これまでの取組を活かしながら**、**地域の実情に応じて**本事業に取り組むことができるよう、地方自治体の**創意工夫に基づく柔軟な仕組み**とする。
- 「**伴走型相談支援**」と「**出産・子育て応援ギフト**」を**組み合わせた形で**、**全ての妊婦・子育て家庭**のニーズに即した効果的な支援となるよう**工夫し**、この**支援を早期に対象者に届ける**ことを目指す。

伴走型相談支援

○ 面談実施のタイミング

- ① 妊娠届出時
 - ② 妊娠8か月前後
 - ③ 出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間
- 妊娠7か月頃に、妊娠8か月面談の案内文とアンケートを郵送（メール等含む）し、希望者のみ面談

○ 面談の実施機関・実施者

以下のいずれでも可

- ・ 子育て世代包括支援センター等の保健師・助産師等の専門職、又は一般事務職員、会計年度任用職員等
- ・ 身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点、保育園等の保育士、利用者支援専門員、子育て支援員等

○ 面談の対象者

妊婦・産婦

※ 夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨

○ 面談の内容・実施方法

- ・ アンケートの回答や子育てガイドを一緒に確認し、出産・育児等の見通しを立てる
※ アンケート・子育てガイドのひな形は国から提示
- ・ オンライン面談を含め、**対面を原則**とする

一体で
実施

出産・子育て応援ギフト

○ 支給のタイミング・支給の条件

出産応援ギフト（5万円相当）

：妊娠届出時の**面談実施後**

子育て応援ギフト（5万円相当）

：出生届出～乳児家庭全戸訪問までの間の**面談実施後**

○ 支給形態（実施方法）

各自治体の判断により、以下のいずれの方法でも実施可能

- ・ 出産・育児関連商品の商品券（クーポン）
- ・ 妊婦健診交通費やベビー用品等の費用助成
- ・ 産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用料助成・利用料減免

※ 市町村の判断により、現金給付（キャッシュレス含む）もオプションとして排除されないが、国10/10負担のシステム構築等導入経費（P7参照）は早期の執行を要するため、現金を選択する市町村にあっても将来的にクーポン、広域連携など効率的な給付方法について検討いただきたい。

○ 遡及適用者への支給方法

- ・ 事業開始前に出産された方
→ 事業開始後に10万円相当を一括支給
- ・ 事業開始時点で妊娠期にある方
→ 事業開始後に妊娠期の5万円相当を支給し、出生届出後に5万円相当を支給することを推奨（妊娠期に応じ、出生届出後に一括支給でも可）